

Yuktidīpikā 87,18–97,17 (ad SK 6ab)

和訳と注解

志賀 浄邦・志田 泰盛

I. はじめに

本稿は、*Sāṃkhyakārikā* (以下 SK) に対する注釈書の一つである *Yuktidīpikā* (以下 YD) の翻訳研究である¹。YD については、夙にフラウワルナーによって「SK に対しては多くの注釈が存在するが、その中でもとりわけ重要なものは、著者不明の YD である。(中略) これは古典サーンキヤ学派の教義について詳細に論じている唯一の著作で、古典サーンキヤ学派の最も重要なソースである²」と指摘されている通り、サーンキヤ学派の思想体系を読み解く上で必要不可欠な文献である。YD の年代について、フラウワルナーは 550 年頃と推測したが³、その後 Wezler–Motegi[1998] によって、YD 作者がディグナーガ (ca. 480–540⁴) の著作について

¹ 本研究は、2010 年 3 月に龍谷大学で行われた PST 集中研究会の研究成果の一部である。研究会のオーガナイザーである龍谷大学の桂紹隆教授の他、京都大学のディヴァーカル・アーチャーリヤ准教授には研究会開催中、テキストおよび翻訳に関して多くのコメント・示唆をいただいた。また同研究会の他の参加者からも多くの貴重な意見を頂戴した。さらに、PS/PSV/PST 第 3 章後半 (paramata) のサーンキヤ学派批判の部分については、岡崎康浩博士の作成したテキストと同テキストに対する渡辺俊和博士 (オーストリア科学アカデミー) による翻訳とコメントを参照させていただいた。また、原稿作成段階で渡辺俊和博士および近藤隼人氏 (東京大学大学院) より、YD 関連の参考資料の情報の他、テキストの読みおよび翻訳について詳細かつ的確なコメントをいただいた。ここに記してお世話になった全ての方々に心より感謝申し上げたい。

本稿の執筆にあたっては、志賀が主に YD 87,18–91,14 の翻訳の他、「I. はじめに」「II. 翻訳にあたって」「IV. Appendix」「Summary」を担当し、志田が主に YD 91,15–97,17 の翻訳と「V. テキスト略号と参考文献」を担当した。

また本稿は平成 21–23 年度科学研究費補助金 (基盤研究 (C)、研究代表者: 桂紹隆、課題番号 21520059)、平成 21–23 年度科学研究費補助金 (若手研究 (B)、研究代表者: 志賀浄邦、課題番号 21720017)、および平成 22–23 年度科学研究費補助金 (研究活動スタート支援、研究代表者: 志田泰盛、課題番号 22820034) による成果の一部である。

² Frauwallner[1953: 287] 参照。

³ Frauwallner[1953: 287] 参照。

⁴ Frauwallner[1961: 137–141] 参照。

は引用・批判するもののダルマキールティ (ca. 600–660⁵) の著作については言及していないこと⁶、*Kāśikāvṛtti* (ca. 680–700) を引用する⁷こと⁸などを根拠に、7世紀後半–8世紀初頭頃 (ca. 680–720) と想定されている⁹。しかしながらいずれも決定的な根拠にもとづくものとは言い難く、YDの著述年代は依然として未確定のままである。

本稿において訳出する部分 (YD 87,18–97,17) の主要なテーマは、サーンキヤ学派の推理論である。この部分は、SK 6ab:「一方、知覚能力の及ばない諸々のものについては、共通性にもとづいて認識する推理にもとづいて [その存在が] 確立される」の注釈にあたるが、3種の推理: (1) 共通性にもとづいて認識する [推理] (*sāmānyatodrṣṭa*), (2) 以前のものもつもの (*pūrvavat*), (3) 残りのものをもつもの (*śeṣavat*) の説明とその違いについて、直接論証 (*vīta*) と間接論証 (*avīta/āvīta*) それぞれの定義、直接論証の10支のうち (1) 知識欲 (*jijñāsā*)・(2) 疑い (*saṃśaya*)・(3) 目的 (*prayojana*)・(4) 可能性の担保 (*śakyaprāpti*)・(5) 疑いの除去 (*saṃśayavyudāsa*) それぞれの必要性と具体例、さらに (6) 主張命題 (*pratijñā*)・(7) 証因 (*hetu*)・(8) 喩例 (*drṣṭānta*)・(9) 適合 (*upasamhāra*)・(10) 結論 (*nigamana*) それぞれの定義など、サーンキヤ学派の推理体系に特有の概念や見解に関して対論者との間で議論が交わされる。ここでの対論者は、主に仏教徒であると考えられるが、特に主張命題・証因・喩例・適合の定義に関する議論においては、*Pramāṇasamuccayavṛtti* (以下 PSV) 第3章の所説と内容上のパラレルが見出せることから、ディグナーガである可能性が高い。

YD 当該箇所訳出にあたっては、原則的に Wezler–Motegi[1998] (= WM) の読みに従うが、チャクラヴァルティによる校訂本 (= Cha), パンデーヤによる校訂本 (= Pa), また Kumar–Bhargava[1990] の英訳中に提示されているテキスト (= Ku) を適宜参照し、必要に応じて脚注において代替案あるいは訂正案を提示している。今回の翻訳研究の主たる目的は、あくまで YD の内容把握に努めることとサーンキヤ学派と仏教徒との対論の争点を明らかにすることであって、新たな校訂テキストを作成することではない。そのため、訂正は最小限にとどめ、各写本の読みを検討する場合も原則的に WM の脚注に示された異読情報に従い、略号もそれに準じたものを使

⁵ Frauwallner[1961: 137–141] 参照。なお、ダルマキールティの年代については、最近 H. クラッサー博士によって新説が提示された。当論文において、ダルマキールティの年代は、5–6世紀と推定されている。詳細は Krasser[2011] を参照のこと。

⁶ 一方、Wezler–Motegi[1998: XXVIII] も指摘しているように、Halbfass[1991: 93f.] によると「SK 2 に対する注釈中に提示されるヴェーダ祭式について述べている前主張が、クマーリラ自身の議論と驚くほど似て」おり、「実際のところ、引用され議論されているパッセージは、*Ślokaṅkārttika* に対する返答のように見える」という。これに従えば、YDの年代はクマーリラ以降であるということになる。Mejor[2004: 401–403] も参照のこと。

⁷ YD 11,10f.: *kartari yau tṛjakau tābhyāṃ saha ṣaṣṭhī na samasyate.*

⁸ この論拠について、Mejor[2004: 408–416] は、Wezler–Motegi[1998] が挙げている例とは別の例 (YD 8,2: *itikaraṇam prakārārtham.*) を挙げ、それらを *Jayamaṅgalā* に見られる記述と共に詳細に検討している。Mejor[2004: 416] は、Wezler–Motegi[1998] の説とは反対に、*Kāśikāvṛtti* が YD の説を利用した可能性にも言及しているが、その場合 YD の年代の下限は 700 年になるとしている。

⁹ Wezler–Motegi[1998: XXVIII.] 参照。

用する¹⁰。また、先行する翻訳研究として中田 [1975]¹¹、Kumar–Bhargava[1990]、Harzer[2006]があるが、元のテキスト自体が問題となるケースも多いため、いずれも改善の余地を残している。本研究はまた、YD に説かれるサーンキヤ学派の推理体系を正確に読み解くと共に、YD と仏教論理学派による諸文献の比較・対照により両者の関係性を分析・精査することを目的としている。

SK や YD に説かれるサーンキヤ学派の推理体系のルーツを探ろうとするとき、あるいは推理論に関するサーンキヤ学派と仏教論理学派の論争の様相を読み解こうとするとき、鍵となるのはサーンキヤ学派の祖師¹²の一人であるヴァールシャガニヤ (Vārṣaganya¹³) に帰せられる *Ṣaṣṭitantra* (以下 *ṢT*) というテキストである。SK の著者イーシュヴァラクリシュナ自身も述べる通り、SK は先行する論書 *Ṣaṣṭitantra* の要約であるとされる¹⁴が、*ṢT* のテキストは現存せず断片で知られるのみである。フラウワルナーは、1958 年に発表した “Die Erkenntnislehre des klassischen Sāṃkhya-Systems” において「ヴァールシャガニヤの認識論は新しく重要な考えに満ちており、当時の枠組みで歴史的に見ると、その業績は非常に大きく画期的なものであった¹⁵」と *ṢT* のもたらした思想的意義を高く評価している他、*ṢT* の断片収集にも取り組んだ。また *ṢT* の認識論・論理学の特徴として、(1) サーンキヤ学派はニヤーヤ学派等とは異なり討論術の伝統とは無関係であったこと¹⁶、(2) 知覚より推理を主要な認識手段とみなしていたと考えられること¹⁷、(3) ヴァスバンドウやディグナーガといった仏教論理学派の論師によって形成された、後代基準とされる推理論より古い時代に独自の推理論を打ち立てていたこと、(4) ニヤーヤ学派や仏教論理学派の影響を受けずに認識論・論理学の体系を発展させたこと¹⁸、(5) <共通性にもとづいて認識する推理>に<特殊性にもとづいて認識する推理 (viśeṣatodrṣṭa)>を対置させたこと、(6) <共通性にもとづいて認識する推理>を 2 種に分類し、その内<残りのものをもつもの (śeṣavat)

¹⁰ Wezler–Motegi[1998]において使用されている写本と略号は以下の通りである。(Wezler–Motegi[1998: XIII–XVI–I])

P: プーナの Bhandarkar Oriental Research Institute 所蔵の写本 (Devanāgarī)
A: アーメダバードの L. D. Institute of Indology 所蔵の写本 (Devanāgarī)
K: シュリーナガルのカシュミール大学所蔵の写本 (Śāradhā)
D: デリーの National Archives 所蔵の写本 (Devanāgarī)
B: ヴァラナシのベナレス・ヒンドゥー大学所蔵の写本 (Devanāgarī, 断片)

¹¹ これは、WM 89,12–97,5 に相当する部分の和訳研究である。

¹² 開祖カピラの他、アースリ (Āsuri)、パンチャシカ (Pañcaśikha)、ヴィンディヤヴァーシン (Vindhyavāsin) といった名を挙げることができる。SK 69–71 も参照のこと。

¹³ Frauwallner[1958: 130–137]によると 4 世紀初頭頃に活躍したとされる。

¹⁴ SK 72: saptatyaṃ kila ye 'rthās te 'rthāḥ kṛtsnasya ṣaṣṭitantrasya /
ākhyāyikāviraḥitāḥ paravādavivarjitās cāpi //
「[この『サーンキヤ・カーリカー』という]70[詩節から成る体系の概説書]における趣意は、[ヴァールシャガニヤの著した]『シャシュティタントラ(六十科論)』全体の趣意である。[ただし、その書に述べられている]挿話は除かれ、また、[そこに言及されている]他者の主張も省略されている。」(服部 [1969: 208] も参照のこと)

¹⁵ Frauwallner[1958: 137] 参照。

¹⁶ Frauwallner[1958: 132f.] 参照。

¹⁷ Frauwallner[1958: 134f.] 参照。

¹⁸ Frauwallner[1958: 135] 参照。

>つまり結果による原因の推理のみを逸脱のないものと認めたこと¹⁹, (7) 間接論証を正当な論証形態として自派の推理体系に組み込んだこと²⁰, といった点を挙げている。

ṢT のサンスクリット断片の主な回収元として、シンハスーリによる *Nyāyāgamānusārīṇī* (以下 NĀA) とジネードラブディによる *Pramāṇasamuccayaṭīkā* (以下 PST) を挙げるができる。従来 PST のテキストはチベット訳でしか参照できなかったため、フラウワルナーによって収集された ṢT 断片はサンスクリットとチベット語が混合したものになっている。近年 PST のサンスクリット写本が発見されたことにより、Frauwallner[1958] においてチベット語で示されていた断片のうち大部分のサンスクリット・テキストが明らかになった。YD の思想的背景を明らかにするため、また読者の便宜を図るために、本稿末尾に PSV および PST 第 3 章から回収される ṢT のサンスクリット断片をリストアップした。その際、断片の選定は Frauwallner[1958] に従い、NĀA および YD との平行箇所・関連箇所を併記した。さらに、フラウワルナーは ṢT に少なくとも 2 種の注釈が存在したと想定している²¹が、PST 第 3 章に見られる ṢT の注釈の一部と思われるパッセージや、Frauwallner[1958] においては指摘されていないものの ṢT の断片の可能性のあるパッセージ、また YD に引用・言及されるディグナーガの見解等については、「その他の断片・関連箇所」の項に挙げた。

II. 翻訳にあたって

(a) 和訳・注解の中で使用する一般的記号・略号

[...]	訳出の際の補い
(...)	訳出の際の言い換えおよび対応する原語の表示
<... >	訳出・本文中における術語の明示・強調
太字	WM によって vārttika と想定されている箇所 ²²
<u>太字+下線</u>	SK 本文と pratīka (注釈中に見られる SK の語句)
Cha	チャクラヴァルティによる YD の校訂テキスト (=Chakravartī[1938])
cf.	confer
D	チベット大蔵経デルゲ版
em.	emendation
Ku	Kumar-Bhargava[1990] に収録された YD のテキスト

¹⁹ Frauwallner[1958: 136] 参照。

²⁰ Frauwallner[1958: 137] 参照。

²¹ Frauwallner[1958: 109; 112–114] 参照。

²² Wezler-Motegi[1998: XXIII.] 参照。

om.	omitted in
Pa	パンデーヤによる YD の校訂テキスト (=Pandeya[1967])
P	チベット大蔵経北京版
Skt.	Sanskrit
Tib.	チベット訳
WM	ヴェッツラーと茂木による YD の校訂テキスト (=Wezler-Motegi[1998])

(b) YD 87,18–97,17 (ad SK 6ab) シノプシス

1. SK 4d: 「認識されるべき対象は三種の認識手段によって確立される」に対する反論 (87,18–23)
2. 答論: 3 種の推理の提示と〈以前のものをもつもの〉と〈残りのものをもつもの〉についての説明 (87,24–88,2)
3. SK 6ab (88,3)
4. SK 6ab の語句解釈と同偈への直接的な注釈 (88,5–11)
5. 〈共通性にもとづいて認識する推理〉 = 〈残りのものをもつもの〉とする見解について (88,11–21)
 - (a) 結果をもたないプルシャは把握されないという不都合となる. (88,11–13)
 - (b) 反論: プルシャの働きに対して結果が転義的に適用されるため問題はない. (88,13–17)
 - (c) 答論: プルシャの把握は転義的用法によっては解決されない. 〈共通性にもとづいて認識する推理〉と〈残りのものをもつもの〉は別のカテゴリーである. (88,17–21)
6. 〈直接的な論証〉と〈間接的な論証〉 (88,21–89,15)
 - (a) 偈: 直接的な能証と間接的な能証の定義 (89,2f.)
 - (b) 2 種の能証: 〈一般的な能証〉と〈特殊な能証〉それぞれの定義とその具体例 (89,4–7)
 - (c) 〈直接的な能証〉の定義 (89,7–9)
 - (d) 〈間接的な能証〉の定義とその具体例 (89,9–12)
 - (e) 直接的な能証と文との関係 (89,12–15)
7. 直接的な論証の 10 支
 - (a) 直接的な論証の 10 の支分の列挙 (89,16–18)
 - (b) 〈知識欲〉・〈疑い〉・〈目的〉・〈可能性の担保〉・〈疑いの除去〉それぞれの解説とその具体的事例 (89,19–90,12)
 - (c) 〈主張命題〉の定義とその解説 (90,13–14)
 - (d) 〈証因〉の定義とその解説と具体例 (90,15–20)
 - (e) 〈喩例〉の定義とその解説と具体例 (90,21–91,2)
 - (f) 〈適合〉の定義とその解説と具体例 (91,3–8)

- (g) <結論>の定義とその解説と具体例 (91,9-10)
- (h) 論証の5支の総括 (91,11-14)

8. 前主張および反論 (91,15-93,11)

- (a) <知識欲>に対する批判 (91,15-19)
- (b) <疑い>に対する批判 (91,19-21)
- (c) <目的>, <可能性の担保>に対する批判 (92,1-4)
- (d) 随伴関係にもとづく<能証>の規定に対する批判 (92,4-8)
- (e) <主張命題>の定義に対する批判 (92,9-13)
- (f) <証因>の定義に対する批判 (92,14-27)
- (g) <喩例>の定義に対する批判 (93,1-7)
- (h) <喩例>・<適用>・<結論>の独立性に対する批判 (93,8-11)

9. 答論および定説 (93,12-97,17)

- (a) <知識欲>批判への答論 (93,12-94,11)
- (b) <疑い>批判への答論 (94,12-15)
- (c) <能証>の規定批判への答論 (94,16-19)
- (d) <主張命題>の定義批判への答論 (95,1-8)
- (e) <証因>の定義批判への答論 (95,9-96,6)
- (f) <喩例>の定義批判への答論 (96,7-96,13)
- (g) <喩例>・<適用>・<結論>の独立性に対する批判への答論 (96,13-97,4)
- (h) まとめ (97,5)
- (i) 直接論証の間接論証に対する先行性 (97,5-17)

III. YD 87,18–97,17 (ad SK 6ab) 和訳

(87,18) [対論者は以下のような反論を] 述べる。まず、感官との接触²³をもつ諸々の対象は、知覚によって認識されるとしよう。また接触をもたないとしても、その [証因との] 結合関係が認識されるような諸々の [対象] は、推理によって [認識される]。一方、知覚能力の及ばない事物²⁴ については、両者 (=上記二種の対象) とは異なるので、知覚および推理による認識は存在しない。[それら知覚能力の及ばない事物が] 聖典によって知られる場合、あらゆる主張が確立されるという不都合となるので、究極的にいえば、[それらは] 把握されないことになる。その場合、「この限りの認識手段によって、あらゆる事物が認識される²⁵」というこのことは正しくない。

(87,24) [上記の反論に対して以下のように] 答える。もし推理がただ一つの形態のみをもつと教示されたとすれば、そのこと (=三種の認識手段によってあらゆる事物が認識されること) はそのように (=正しくないことに) なるかもしれない [が、実際はそうではない]。それではどうかといえ、[推理は] 三種である²⁶。そのうち、<プールヴァヴァット (原因を有するもの²⁷) > と <シェーシャヴァット (結果を有するもの²⁸) > の二つは、その結合関係が以前にすでに経験されて

²³ akṣasannikarṣa- WM 87,18, Cha 46,12, Pa 40,3 : akṣarānnikarṣa- Ku 177,3

²⁴ atīndriyā bhāvās Cha 46,13, Pa 40,4, Ku 177,4f. : atīndriyābhāvās WM 87,20

²⁵ SK 4: dṛṣṭam anumānam āptavacanam ca sarvapramāṇasiddhatvāt / trividham pramāṇam iṣṭam prameyasiddhiḥ pramāṇād dhi // 「正しい認識手段は、知覚・推理・信託しうる言葉という三種であると認められる。あらゆる認識手段が [この三種に含まれるものとして] 成立するからである。すなわち、認識されるべき対象は [この三種の] 認識手段によって確立されるのである。」

cf. YD 67,10: etasmāt prameyasiddhir ity avagantavyam.

²⁶ SK 5b': trividham anumānam ākhyātam / (=YD 82,29)

²⁷ pūrvavat の解釈は多様であるが、本テキストでは以下の YD の記述 (pūrva=kāraṇa) より、「原因を有するもの」すなわち「原因から結果を認識する推理」と理解した。このことは、ŠT に見られる定義によっても確かめられる。YD 83,1–8: pūrvavac cheṣavat sāmānyatodṛṣṭam ca. tatra pūrvam iti kāraṇam ucyate. yasya hi yat kāraṇam sa loke tatpūrvaka ity ucyate yathā tantupūrvakaḥ paṭo devadattapūrvako yajñadatta iti. pūrvam asyāstīti pūrvavat ... tatra pūrvavad yadā kāraṇam abhyuditaḥ dṛṣṭvā bhaviṣyattvaḥ kāryasya pratipadyate yathā meghodaye bhavitavya<tā> vṛṣṭeh.

cf. ŠT (Frauwallner[1958: 124,20–31] = PST D124b1f.; P142a1–142a3; Skt. B91b2–4): rjes su dpag pa ni mnam pa gnyis te / bye brag mthong ba dang spyi mthong ba'o // (= PSV (V) D38a3.; P40a3 (K) P121b5.: rjes su dpag pa ni mnam pa gnyis te / khyad par mthong dang spyi mthong ba'o ...) ... spyir mthong ba'i rjes su dpag pa 'di yang mnam pa gnyis te / snga ma dang ldan pa dang lhad ma dang ldan pa'o // de la snga ma dang ldan pa ni gang gi tshe rgyu ma tshang ba med pa mthong nas 'bras bu 'byung bar 'gyur ba nyid rtogs pa ste / dper na sprin byung ba mthong nas char ba 'byung bar 'gyur ba nyid lta bu'o // 「推理は 2 種である。[すなわち] <特殊性にもとづいて認識する [推理] > と <共通性にもとづいて認識する [推理] > である。・・・この <共通性にもとづいて認識する推理> はまた 2 種である。[すなわち] <以前のもの (=原因) を有する [推理] > と <残りのもの (=結果) を有する [推理] > である。そのうち、<以前のもの (=原因) を有する [推理] > とは、原因を残りに見つけた後、結果が生じるであろうことを認識する場合 [の推理] である。例えば、雲がわき起こるのを見て、雨が降るであろうこと [を認識する場合] のように。」

服部 [1969: 351] も参照のこと。

²⁸ 前注と同様 YD および ŠT の記述 (śeṣa=vikāra/'bras bu) に従って、ここでの śeṣavat は「結果を有するもの」すな

いるような²⁹諸々のものを [推理の] 対象とした [推理の] 結果としてもつ³⁰以上、それら両者によっては、「残りなく全ての事物が認識されること³¹」が承認されることはない、というのは確かにその通りである。

一方、知覚能力の及ばない諸々 [の対象] については、<共通性にもとづいて認識する推理³²>にもとづいて、[その存在が] 確立される。(SK 6ab)

(88,5) 一方、この <共通性にもとづいて認識する推理> にもとづいて、知覚能力の及ばない諸々の対象が認識されるということが明確に知られるべきである。 いかにして [知られるの] か。ちょうど、所作性と無常性がつばにおいて共存していることを認識した後に、音声等の別の場所において所作性を見ることにもとづいて、無常性が推理されるのと同様に、木片等は、同じ性質 (=白檀性) をもつことにより白檀等を先行要素とすることが確立されることから、[あるものの] 結果あるいは器官 [としての個物] は³³、快等という同一の性質をもつことによってそれら (=快等) を先行要素とすることが確立される。またベッド等は、<集合体であること>から<他者のためのものであること>が確立されるので、結果あるいは器官 [としての個物] もまた³⁴、<集合

わち「結果から原因を認識する推理」と解した。

YD 83,4-6: śeṣa iti vikāranāma. śiṣyata iti kṛtvā. tathā coktaṃ “na śeṣo <'gne> 'nyajātam <asti" iti>. nāpatyam anyena jātaṃ sambhavaṭīy arthah. śeṣo 'syāstīti śeṣavat.

cf. ŚT (Frauwallner[1958: 124,31-34]=PST D124b2; P142a3; Skt. B91b4f.): lhag ma dang ldan pa ni gang gi tshe 'bras bu grub pa mthong nas rgyu byung zin pa nyid rtogs pa ste / dper na chu klung gsar du chu 'phel ba mthong ba nas sprin byung ba nyid[om. P] lta bu'o // 「<残りのもの (=結果) を有する [推理] >とは、結果の成立を見た後に、原因が存在したことを認識する場合 [の推理] である。例えば、新たに川が増水しているの見て、[過去に] 雲がわき起こっていたこと [を推理する場合] のように。」

服部 [1969: 351] も参照のこと。

²⁹ prāganubhūtasambandha- Cha 46,18, Pa 40,7, Ku 177,23 : prāganubhūtasambandha- WM 87,25f.

³⁰ この場合の「対象 (viśaya)」とは、文脈から、推理対象すなわち証相 (あるいは証相を保持する論証の主題) を指し、「結果 (phala)」とは、推理による認識結果すなわち所証のことを指すと理解した。

³¹ 直接的には、直前の YD 87,22: sakalapadārthāvbodha iti ... を受けたもの。間接的には、SK 4d: prameyasiddhiḥ pramāṇād dhi //を受けている。

³² kāryakaraṇasya WM 88,8f. (cf. Frauwallner[1958: 125,17], Harimoto-Kano[2008: 19; 21], NĀA 12,20; 314,11; 314,16) : kāryakaraṇasya all the Mss., Cha 46,25, Pa 40,12f., Ku 178,4 (cf. NĀA 314,7; 314,15, PST B153a4, YD 92,20 with n. 12)

上記の異読情報から総合的に判断して、WM の訂正通り kāryakaraṇasya という読みを採用した。なお、近年発見された *Tattvasaṃgraha* に対する註釈書 (Harimoto-Kano[2008] 参照) では、サーンキヤ学派の体系における kārya と karaṇa の具体例が列挙されている。

Harimoto-Kano[2008: 19a,12-16]: api cāsti pradhānaṃ bhedānāṃ parimāṇāt. yasmāt kāryakaraṇātmakānāṃ bhedānāṃ parimāṇaṃ dṛṣṭam. sāmānyatas trayāḥ sukhaduḥkhamohāḥ. kāryakaraṇaviśeṣatas trayo viṃśatir bhedāḥ. daśavidhaṃ kāryaṃ [buddhikarmendriyaviśayāḥ. trayodaśavidhaṃ karaṇaṃ] pañca buddhīndriyāṇi pañca karmendriyāṇi trividhaṃ cāntaḥkaraṇaṃ buddhir ahaṃkāro manaś ceti. 「また、根本物質は存在する。諸々の個物は [ある一定の] 量をもつから。なぜなら、結果あるいは器官であるような諸々の個物が [ある一定の] 量をもつことが見られるからである。一般的にいうと、[諸々の個物は] 快・不快・迷乱の三つである。結果と器官の区分にもとづけば、諸々の個物は 23[種] である。[まず] 結果は 10 種であり、知覚器官と動作器官の諸々の対象 (=色かたち・音声・香り・味・触感+地・水・火・風・虚空) がある。[そして] 器官は 13 種であり、5 種の知覚器官と 5 種の動作器官、また 3 種の内的器官すなわち理性・自我意識・意識がある。」

³⁴ kāryakaraṇasyāpi WM 88,10 (cf. Frauwallner[1958: 125,17], Harimoto-Kano[2008: 19; 21], NĀA 12,20; 314,11;

体であること>から<他者のためのものであること>が確立される、というようにである。従って、[認識あるいは論証しよう]と望まれるあらゆるものが[三種の認識手段によって認識されるものの中に]包含されることになる。以上の通りである。

(88,11) 一方、<共通性にもとづいて認識する[推理]>とはまさしく<シェーシャヴァット>に他ならないとする人々³⁵にとって、それ(=共通性にもとづいて認識する推理=シェーシャヴァット)は結果によって[原因を]認識するための根拠となるので、[結果を全くもたない]プルシャ(精神原理, *puruṣa*)は把握されないという不都合となる。

(88,13) [反論:] 働き (*vṛtti*) に対して結果を転義的に適用しているので誤りはない。以下のような見解があるかもしれない。たとえプルシャに結果が存在しなくても、プルシャ・未展開のもの (*avyakta* = 根本物質)・理性 (*mahat*)・自我意識 (*ahaṃkāra*)・特殊化していないもの (*aviśeṣa*) は³⁶、現在時におけるそれら自身の働きにもとづいて把握されると述べられる。それ故³⁷、転義的に結果と見なされる、これら(=プルシャ・未展開のもの・理性・自我意識・特殊化していないもの)の働きとしての能力が、それ自身を[プルシャ・未展開のもの・理性・自我意識・特殊化していないものと]関係づける³⁸。

(88,17) [答論:] しかしながら、そのことは正しくない。なぜか。別の論拠が述べられるから。もし、働きによるプルシャの把握がうまく証明できるとすれば、先生(=イーシュヴァラクリシュナ³⁹)は、<集合したものが他のもののためにあること (*saṃhatapārārthya*)>を[プルシャの存在

314,16) : *kāryakāraṇasyāpi* D., K., P., Cha 46,26, Pa 40,13f., Ku 178,5f. (cf. NĀA 314,7; 314,15, PST B153a4, YD 92,20 with n. 12) : *akāryakāraṇasyāpi* A.

³⁵ cf. ŚT (Frauwallner[1958: 125,3f.]): *teṣāṃ yad etat sāmānyatodṛṣṭam anumānam śeṣavat, eṣa hetur atīndriyāṇāṃ bhāvānāṃ samadhigame*. 「それら(=種々の推理)のうち、<結果をもつもの>としての<共通性にもとづいて認識する推理>が、知覚能力の及ばない諸々の事柄の認識のための原因である。」(IV. Appendix (a)-[2] も参照のこと)

³⁶ -*ahaṃkāra*<*ā*>*viśeṣānāṃ* WM 88,14f. : -*ahaṃkāra**viśeṣānāṃ* Pa 40,16f., Ku 178,9 : *puruṣavyaktamahadaḥaṃkāra-viśeṣāṅgrahaṇeṣu* D., K., P., Cha 47,2

上記の読みを採用と「*aviśeṣa*」という語の解釈は以下の SK の記述にもとづく。

SK 38: *tanmātrāṇy aviśeṣās tebhyo bhūtāni pañca pañcabhyaḥ / ete smṛtā viśeṣāḥ sātā ghorās ca mūdhās ca //*

「素粒子は[音・触感・色・味・香の微細な要素であって、純質的・激質的・翳質的のよう]に特殊化していないものである。それら五種[の素粒子]から、五元素[虚空・風・火・水・地]が[開展する]。これら[五元素]は特殊化したものといわれる。[すなわち、純質・激質・翳質のいずれかが優勢であるに従って、]静寂なもの、激烈なもの、鈍重なもの[となるの]である。」(服部 [1969: 202] も参照のこと)

また注釈文献においては、プルシャ以外の、未展開のもの(=根本物質)・理性・自我意識・諸々の特殊化していないもの (*tanmātra* = 諸器官の対象としての 5 つの素粒子) が 8 つの「質料因 (*prakṛti*)」と総称されている。

GBh 66,12–67,3 (ad SK 45): *prakṛtilayaḥ, mṛto 'ṣṭāsu prakṛtiṣu pradhānabuddhyahaṃkāraṇatmanmātreṣu līyate na mokṣaḥ*.

MV 46,7f. (ad SK 45): *kevalam aṣṭāsu prakṛtiṣu layo bhavati pradhānabuddhyahaṃkāraṇatmanmātreṣu*.

³⁷ *tasmād* WM 88,16 : *kasmāt* Cha 47,3, Pa 40,17, Ku 178,10

³⁸ *yunaktīti* all the Mss., Cha 40,18, Pa 47,4, Ku 178,11: <*vy*>*anakṛti*(?) WM 88,16f

³⁹ ここで、「先生」をイーシュヴァラクリシュナであると特定したのは以下のような理由からである。

1) イーシュヴァラクリシュナが YD の注釈対象である SK の著者であり、YD において単数形で *ācārya* と呼ばれる人物はイーシュヴァラクリシュナである場合が多いこと。

論証のための] 論拠として述べること⁴⁰はなかったであろう。そして、それ(=集合したものが他のもののためにあること)は働きではない。従って、必然的に、<シェーシャヴァット>と<共通性にもとづいて認識する [推理]>は [カテゴリーとして] 別のものであることが承認されるべきである。それ故、「<共通性にもとづいて認識する [推理]>にもとづいて、知覚能力の及ばない諸々の対象は認識される⁴¹」ということが確立された。

(88,21) それ(=共通性にもとづいて認識する推理)は単なる論証形式のちがいから、<直接的な [論証](vīta)>と<間接的な [論証](āvīta)>⁴²という二種である⁴³。[先師達は] それら両者の定義を⁴⁴[以下のように] 伝承する。

「証因が、所証の確立のために、それ自体として [肯定的に] 用いられる場合、それは<直接的な [能証]>である。もうひとつのもの(=間接的な能証)は、[所証とは] 別の対象を捨て去った後に⁴⁵、残余法によって (pariśeṣataḥ)⁴⁶[否定的に用いられる].」⁴⁸

実に、能証 (sādhana) のあり方には、一般的な [能証] と特殊な [能証] の二種がある⁴⁹。そのうち一般的な [能証] とは、所証と共存しており、それ(=所証)の理解のための原因として適宜より

2) SK 17 において、<集合したものが他のもののためにあること>という証因がプルシャ論証のための論拠として挙げられていること。

⁴⁰ プルシャの存在論証は、SK 17 に説かれている。SK 17 のテキストと訳については、注 51 を参照のこと。

⁴¹ これは、SK 6ab: sāmānyatas tu dṛṣṭād atīndriyāṇāṃ prasiddhir anumānāt / を表現を変えて再説したものである。cf. ŚT (Frauwallner[1958: 125,3f.]): teṣāṃ yad etat sāmānyato dṛṣṭam anumānam śeṣavat, eṣa hetur atīndriyāṇāṃ bhāvāṇāṃ samadhiḡame.

⁴² vīta āvīta A. (see Franco[1999: 576f.]) : vīta avīta WM 89,1 : vītaḥ avīta Cha 47,7, Pa 40,22, Ku 180,9

⁴³ cf. ŚT (Frauwallner[1958: 125,4f.]): tasya prayogopacāraṃvīśeṣād dvaividhyam, vīta āvīta iti. (IV. Appendix (a)-[2] も参照のこと)

⁴⁴ lakṣaṇam Cha 47,8, Pa 40,22, Ku 180,10 : lakṣaṇam WM 89,1

⁴⁵ 'rthāntar<a>kṣepād WM 89,3 : 'rthāntarākṣepād Cha 47,10, Pa 40,24, Ku 180,12, all the Mss.

⁴⁶ pariśeṣataḥ WM 89,3 : pariśeṣitaḥ Cha 47,10, Pa 40,24, Ku 180,12, D., K., P.

⁴⁷ pariśeṣa という語は、NBh においては śeṣavat の定義中に用いられている。

NBh 155,2f: śeṣavan nāma pariśeṣaḥ, sa ca prasaktapraṭiśedhe 'nyatrāprasaṅgāc chiṣyamāṇe sampratyaayaḥ. 「シェーシャヴァット (残りのものを有するもの) とは、残余法である。それは関係づけられた [いくつかの] ものを [次々に] 否定する場合に、それ以外のものには結びつかないという理由で残されたものを認識することである。」(服部 [1969: 352] も参照のこと)

⁴⁸ 出典未比定。Motegi[2009: 364] の英訳も参照のこと。

⁴⁹ ŚT の断片およびその他のサーンキヤ学派の文献においても、一般的な能証・特殊な能証という二種の区分は見られない。ここでは、両者に対する説明から読み取れる範囲で、この区分の基準と意図について管見を示しておきたい。まず一般的な能証については「所証と共存している」という記述から、証因と所証の共存あるいは結合関係が以前に観察されたことがある場合の推理が意図されていると考えられる。また「事物それ自体」という記述から、例えば火を推理する場合の煙のように証因それ自体が概念としてではなく事物のレベルで認識され、それが所証を理解するための根拠となっているようないわゆる「一般的な」推理を想定することができるだろう。一方、特殊な能証の実例を見ると、<大きさが限定されていること>と<相続があること>は根本物質の存在を論証するための能証であり、<集合したものは他のもののためにあること>はプルシャの存在を論証するための能証である。また、これらの論証対象はいずれも知覚能力が及ばないものであり、その証因と所証の共存は以前に観察されていない。そのような意味で、これらの推理は「特殊な」推理であるといえるだろう。また、特殊な能証の例として挙げ

どころとされる⁵⁰事柄それ自体である。一方、特殊な [能証] とは [例えば] 「[諸個物は] 大きさが限定されていること (SK 15a)」, 「[諸個物に 3 グナの] 相続があること (cf. SK 15ab)」⁵¹, 「集合したものは他のもののためにあること (SK 17a)」⁵²などのものである。そこ (=上記の偈) において、「証因が」対論者の主張とは関係なく⁵³, そのままの形で (yathārthena)[つまり] 「それ自体として」「所証の確立のために」提示される⁵⁴「場合」, [そのような証因は] 「<直接的な [能証] >」と呼ばれる⁵⁵。一方、[証因] 自身の所証とは「別のもの」でありながら、[論理的帰結として] 付随しうる (prasaṅgin) 諸々のものを「捨て去った」後につまり否定した後に、「残余法によって」所証の確立のために [証因が] 提示される場合、[その証因は] <間接的な [能証] >と呼ばれる⁵⁶。例えば、原子・プルシャ・主宰神・業・運命・時間・本質・偶然から世界が生起しえないならば、残余法によって、根本物質から [のみ世界は生起する] という [ことになる]。そのような場合もやはり <間接的な [能証] >と呼ばれる⁵⁷。それら (=直接的な能証と間接的な能証) のうち、<直接的な証因>は、[話者] 自身の心の中に保持された認識に類似しているが⁵⁸ [それとは] 別の認識を付与しようとする話者により、教示されるべき者 (=聞き手) 等に対して文の状態に置き換えられる。文なしには、意味内容を他者の心に伝えることができないから。そのような場合に、支分をもつ文が作り出される。

(89,16) さらに、それ (=支分をもつ文) には、(1) 知識欲 (jijñāsā), (2) 疑い (saṁśaya), (3) 目的 (prayojana), (4) 可能性の担保 (śakyaprāpti), (5) 疑いの除去 (saṁśayavyudāsa) といった特徴

られている三つの証因は、いずれもサーンキヤ学派独自の教義を立証するためのものである。その点から、サーンキヤ学派に「特有な」能証でもある。

⁵⁰ āśrīyamāṇo Cha 47,12, Pa 40,26, Ku 180,14: āśrīyamāṇo WM 89,5

⁵¹ SK 15: bhedānām parimāṇāt samanvayāc chaktitaḥ pravṛtteś ca / kāraṇakāryavibhāgād avibhāgād vaiśvarūpyasya //

「諸個物は大きさが限定されているから、[諸個物には 3 グナの] 相続があるから、[諸個物は] 能力から生じるので、[諸個物には] 原因と結果の区別があるから、様々な形をもつものは [最終的に] 区別がなくなるのであるから、[根本物質は存在する.]」(服部 [1969: 194f.] も参照のこと)

⁵² SK 17: saṅghātaparārthatvāt triguṇādiviparyayād adhiṣṭhānāt / puruṣo 'sti bhokṛtḥbhāvāt kaivalyārthapravṛtteś ca //

「プルシャは存在する。集合したものは他のもののためにあるから、三グナ等 [からなるもの] とは反対のものがあるから、[何か他のものが] 支配する [ことを要する] から、[三グナから成るものの] 享受者がある [はずである] から、[人は輪廻からの解脱のため、身体の束縛を離れたプルシャの] 独存のために活動するから。」(服部 [1969: 196f.] も参照のこと)

⁵³ <an>apekṣya WM 89,7 (cf. avyapekṣya NĀA 314,1) : apekṣya Cha 47,13, Pa 40,27, Ku 180,16, all the Mss.

⁵⁴ apadīśyate WM 89,8, Cha 47,14 : upadīśyate Pa 40,27, Ku 180,16, A.

⁵⁵ cf. ŚT (Frauwallner[1958: 125,5–7]): svarūpād vītasiddhiḥ, yadā hetuḥ parapakṣam avyapekṣya svenaiva rūpeṇa kāryasiddhāv apadīśyate, tadā vītākhyo bhavati. (IV. Appendix (a)-[4] も参照のこと)

⁵⁶ cf. ŚT (Frauwallner[1958: 125,7–9]): pariśeṣād āvītasiddhiḥ. yadā nedam ato 'nyathā sambhavati, asti cedam, tasmāt pariśeṣato hetur evāyam ity avadhārya kāryasiddhāv apadīśyate, tadāvītākhyo bhavati. (IV. Appendix (a)-[5] も参照のこと)

⁵⁷ YD 89,7–12 については、Motegi[2009: 364] の英訳も参照のこと。

⁵⁸ -avahitavijñānasarūpaṃ Pa 40,31, Ku 180,21 : āhitavijñānasarūpaṃ A. : avahitavijñānasarūpaṃ WM 89,13, Cha 47,18

をもつ諸々の支分があるが、[これらは推理の過程を]説明する際の必須要素 (aṅga) であり⁵⁹、また⁶⁰ (6) 主張命題 (pratijñā), (7) 証因 (hetu), (8) 喩例 (dṛṣṭānta), (9) 適合 (upasaṃhāra), (10) 結論 (nigamana) といった⁶¹諸々の支分は、他者に [ある意味内容を] 教示する際の必須要素である⁶²。以上の通りである。

(89,19) そのうち (=以上 10 支のうち), <(1) 知識欲>とは知りたいという欲求のことである。ある者がある者に近づいて、「私はプルシャが存在するか存在しないかを知りたい」と言う。その者は「どうして [そのような] 疑いが生じたのか?」と尋ねられると、[以下のように] 答える。現に認識されていないものは、両方のあり方で見られるから [と]。この場合、「現に認識されていないものが、両方のあり方で見られる」というのは、存在しているものと存在していないもの [の両方のあり方で見られる] ということである。[現に認識されてはいないが] 存在しているものとは、日輪や月輪の裏側の部分等であり、存在していないものとは、ウサギの角等である。またこのアートマンもまた認識されない。これ故、「[アートマンは] 存在するのかもしれないのか」という⁶³<(2) 疑い>が生じる。「このような思考にはどのような<(3) 目的>があるのか」と問われると、「聖典を真実に則して理解することと、そのことによる解脱 [の境地] への到達 [という目的がある]」と説明する⁶⁴。[問:] 「いかにしてか」というと、[以下のように答える]。[答:] まず、もしこのアートマンが存在する場合、そのことから、これ (=アートマン) が根本物質ではなく [物質世界に] 無関心であり (audāsīnya) 遍満していること (vibhūta) 等についての、[仏教徒が主張するような] <無我 (nairātmya) > といった迷乱に対抗するもの (vipakṣa) である真実に則した識別知 (satattvavijñāna) にもとづいて、解脱 [の境地] (apavarga) への到達は必然的に起こる。従って、「開展したもの (vyakta) と未開展のもの (avyakta) と智者 (jñā) とを識別する知にもとづいて⁶⁵、解脱が得られる⁶⁶」という聖典 [の言葉もまた] 意義をもつことになる。あるいは [アートマンが] 存在しないと確定される場合⁶⁷、<共通性にもとづいて認識する推理>にもとづいて、「それ (=アートマン) と同様に、他の諸々の事物もまた存在しない」という最も人を欺く [<空>, すなわち,] 聖仙たちによって伝えられた見解を離れた後、[アートマンが存在するという見解を] <我執 (ātmagraha) > や <我見 (ātmaḍṣṭi) > [と見なして] 放棄することによって、超世間でよりどころをもたず瞑想の対象であるような<空> [の境地] に到達した者は、「[私は] 三界の煩悩の抑制を特徴とする絶対的な涅槃 [の境地] に至るであろう」と [考える]⁶⁸。[以上のような空

⁵⁹ -vyākhyāṅgam em. : -vyākhyāṅgam / WM 89,17, Pa 41,3, Ku 181,24 (cf. vyākhyāṅgam, Cha 47,21)

⁶⁰ ca parapatipādanāṅgam A. : parapatipādanāṅgam WM 89,17, Cha 47,22, Pa 41,3, Ku 181,4f.

⁶¹ A. 写本の読み (WM 89, n.16): pratijñāhetudṛṣṭāntopanayanigamanāni も可能である。その場合訳文中の「(9) 適合 (upasaṃhāra)」の部分は「(9) 適用 (upanaya)」となる。cf. YD 91,9f.

⁶² Motegi[2009: 365] の英訳も参照のこと。

⁶³ asti nāstīti Cha 47,26, Pa 41,4f., Ku 182,8f. : astināstīti WM 90,2

⁶⁴ vyācṣṭe WM 90,3, Cha 47,27, Pa 41,8 : om. Ku 182,9

⁶⁵ YD 49,1f. ad SK 2d: vyaktaṃ cāvyaaktaṃ ca jñās ca **vyaktāvyaktajñāḥ**. teṣāṃ vijñānaṃ **vyaktāvyaktajñānavijñānaṃ** tasmāt.

⁶⁶ cf. SK 2cd: tadviparītaḥ śreyān vyaktāvyaktajñānavijñānāt //

⁶⁷ niścīyate tena Cha 48,1, Pa 41,11, Ku 182,13 : niścīyate tena WM 90,7

⁶⁸ avāpsyāmīti WM 90,11 : avāpsyasīti Cha 48,4, Pa 41,14, Ku 182,16 : avāpsyasyasīti D., K., P.

および涅槃の境地への到達が「アートマンが存在しない」と確定される場合の目的である。[この事柄を確定することは可能である。三つの正しい認識手段によって把握されるから。(= (4) 可能性の担保)]ということが確立される時、疑いを捨て去った(= (5) 疑いの除去)後に^{69,70}、所証を決定すること⁷¹が<(6) 主張命題 (pratijñā)>である。[例えば]「プルシャは存在する」という[ように]所証を決定することが<主張命題>である⁷²。

(90,15) <(7) 証因 (hetu)>とは、能証 [全体] の要約的言明である⁷³。「能証」とは、「これ (= 能証) によって [ある事柄が] 論証されるような [その手段] のことで、証相のことである。「sādhanaśamāsavacana (能証の要約的言明)」[という複合語のうち]「要約 (samāsa)」とは、概要 (saṃkṣepa) のことであり、能証の要約的言明 [と分解される]。「能証 (sādhana)」という語が言及されているのは、それ (= 能証) と似て非なるものの否定のためである。というのも、それら (= 疑似的能証) は、疑いや反対 [の帰結] (viparyaya) の原因となるため、[正しい] 能証ではないからである。「要約的」という語が言及されているのは、他の諸々の支分に [も能証の一部としての] 役割を与えるためである。[また「要約的」という語の言及によって、] <証因>は単なる証相の説示であるものの⁷⁴、[証因] 以外の諸々の支分は、所証と [証相が] 共存していることを示す、それ (= 証相) についての詳細な言明 (prapañca) であるということが述べられたことになる。

(90,21) 一方、<(8) 喩例 (dṛṣṭānta)>とは、[いわゆる] 例証 (udāharāṇa) のことであり⁷⁵、それ (= 証因) を例示するもの (nidarśana) である^{76,77}。それつまり能証が所証と共存していることを例示するものが<喩例>である。例えば、「諸々の集合して働くものは、他のもののためであることが見られる。それは例えば、ベッド・イス・馬車・家が、[それらとは別のもの (= 人間) のためであることが見られる] ように」[というのは喩例の具体例である]。一方、否定的随伴関係 (vyatireka)⁷⁸については、間接 [論証] が、[論理的帰結として] 付随しうる [所証属性とは] 別の属

⁶⁹ vyudasya WM 90,12, Cha 48,5 : vyudāsyā Pa 41,15, Ku 182,17

⁷⁰ saṃśayam sādhyā- Cha 48,5, Pa 41,15, Ku 182,18 : saṃśayam / sādhyā- WM 90,12

⁷¹ 原語: sādhyāvadhāraṇa について、行為としての「所証を決定すること」という訳の他に、手段あるいは言語表現としての「所証を決定するもの」という訳も可能である。(cf. YD 96,16.) 喩例支、適合支、結論支についても同様のことがいえる。

⁷² ŚT (Frauwallner[1958: 125,12]): sādhyāvadhāraṇam pratijñā. (IV. Appendix (a)-[6] も参照のこと)

⁷³ ŚT (Frauwallner[1958: 125,11f.]): sādhanasamāsavacanam hetuḥ. (IV. Appendix (a)-[7] も参照のこと)

⁷⁴ cf. YD 96,4: sādhanasvarūpābhidhānamātram hetuḥ.

⁷⁵ NĀA 所引の ŚT の喩例の定義は「tannidarśanam dṛṣṭāntaḥ」であることから、ここで言及される udāharāṇa という語は、注釈者による補足説明か、ŚT 以後定義に付加されたものと思われる。

⁷⁶ tu tannidarśanam WM 90,21 : tv atra nidarśanam Cha 48,9, Pa 41,20, Ku 184,17, D., K., P.

⁷⁷ cf. ŚT (Frauwallner[1958: 125,12]): tannidarśanam dṛṣṭāntaḥ. (IV. Appendix (a)-[8] も参照のこと) また訳については、cf. Frauwallner[1958: 129]: “Das Beispiel ist der Beleg dafür.”

⁷⁸ ここでの vyatireka とは、上の例でいえばおそらく「他のもののためにあるのではないものは、集合して働くことはない」という否定的遍充関係のことを指すと思われる。vyatireka という語については、YD の別の箇所において以下のような用例も見られる。YD 100,13–15: āha: na. anvayavyatirekābhyām adhigamahetutvāt. yathā kṛtakatvādir dharmo 'nityatvādaḥ viṣaye dṛṣṭas tadabhāve cādṛṣṭa ity anitye 'rthe nīścayam ādadhāty ...

性の否定を性質としているため、それ(=間接論証)に含まれる⁷⁹。従って、それ(=否定的随伴関係)のために非類似性にもとづく喩例は述べられ[る必要は]ない。

(91,3) <(9) 適合 (upasamhāra) >とは、[いわゆる] 適用 (upanaya) のことであり、論証対象と喩例を同一視すること (ekakriyā⁸⁰) である⁸¹。<適合>とは [例えば]、<眼等が他のもののためにあること>という内容の所証と、ベッド等の喩例を同一視することである。その場合、所証と喩例は別のものであるから、直接的に [両者を] 同一視することは不可能である。まさにそれ故、[実際には] そのこと (=同一視すること) は示されないことから⁸²、共通する属性にもとづいて「ちょうどこれ [がそのようであるの] と同様に、あれもそのようである」というように<同一視すること>が転義的に用いられる。[例えば] ちょうど、ベッド等が、集合体であることから他のもののためにあるのと同様に、眼等もまた [同じ理由から] 他のもののためにあるはずである。この<他のもの>とはプルシャのことである。

(91,9) <(10) 結論>とは、以上 [の支分] によって [支持される] 主張命題を繰り返すことである⁸³。結論とは [すなわち]、証因・喩例・適合 [それぞれの支分] と関係する主張命題を⁸⁴再び繰り返すことである。それは例えば「それ故、プルシャは存在する」というようなものである。

(91,11) 以上 [5つ] の支分が相互に関係することによって、[5つの支分の集合体の] 意味内容が特定化される [ため、その] 集合体は、[単一の] 文であると述べられる⁸⁵。文が複数であっても、その [複数の文の] 本来の意味内容が従属化することで (guṇībhūtasvārtham) 別の意味内容 [の生成] に寄与するという理由から他 [の文] と結びつけられるならば、聖典 (śāstra) もまた単一の文であると決定される。

(91,15)[対論者は] 述べる。<知識欲>などへの言及は [必要] ない。なぜならば、それら (=知識欲など⁸⁶) がなくても自律的に対象理解があり、また、自らにおける確定と同様に他者への説明もあるからである。なぜならば「[対象の] 理解が認識主体に自律的に生じるのと全く同様に、他者は説明されるべきである」というこのことが妥当だからである。そして、全く自律的に対象を理解している人にとって、それ (=対象) に対する知識欲などはたらしきはない。したがって、たとえ他者の為であっても、これら (=知識欲など) への言及が想定されることはない。

⁷⁹ tadantarbhūta Pa 41,22, Ku 184,20, A. : antarbhūta WM 91,1, Cha 48,12

⁸⁰ PS†[の平行箇所では、「ekakriyā」と言い換えられていることから (IV. Appendix (a)-[9] 参照)、「一つにすること」「同一化すること」「同一視すること」といった意味で理解した。cf. Frauwallner[1958: 129]: “Die Zusammenfassung ist die Vereinigung von Beispiel und zu Beweisendem.”

⁸¹ ŚT (Frauwallner[1958: 125,12f.]): sādhyadr̥ṣṭāntayor ekakriyopasamhārah. (IV. Appendix (a)-[9] も参照のこと)

⁸² tasyā anidarśanād em. (cf. Pa 41,25, Ku 185,185,6: tasyā `nidarśanād) : tasyānidarśanād WM 91,5f. : tasyā nidarśanād Cha 48,15

⁸³ cf. ŚT (Frauwallner[1958: 125,13]): pratijñābhyāso nigamanam. (IV. Appendix (a)-[10] も参照のこと)

⁸⁴ yaḥ pratijñāyāḥ WM 91,9f. : yaḥ Pa 41,27, Ku 185,5 : yaḥ pratijñāyāḥ om. Cha 48,17, D., K., P.

⁸⁵ apadiśyate WM 91,12 : atidiśyate Cha 48,19, D., K., P. (cf. WM 91, n.(2)) : upadiśyate Pa 41,29, Ku 185,27

⁸⁶ “tad” の内容を「知識欲などへの言及」ではなく「知識欲など自体」と解した。定説部で換言されるこの反論も「知識欲などへの言及」の必要性を批判しているが (cf. WM 93,12-13), その根拠としては、「知識欲など自体」がなくても自らの理解や他者への説明が可能であるからと考える方が自然であろう。

(91,19) また、＜疑い＞への言及は無意味である。なぜならば、[立論者・対論者は] 対象を既に知っているからである。なぜならば、立論者と対論者の両者は自らの主張に確信している (niścita) からである。両者が [確信しているのだから] それぞれの疑いに関して詰問することに目的はない。

(92,1) さらに⁸⁷、また、＜目的＞と＜可能性の担保＞への言及は [必要] ない。というのも、能証 (sādhana⁸⁸) を承認するだけで、それら (=目的及び可能性の担保) の理解があるからである。なぜならば、偉大な人々にとって、目的のない行動はなく、不可能なことがらに対する [行動は] ありえないからである。というのも、[無目的かつ不可能な] ヒマラヤを平坦にすることなどに対する行動がないからである。したがって、この両者への言及は無意味である。

(92,4) 【問】それら (=知識欲など) がある場合に、[行動が] あるのだから、ともしいうならば、以下のように述べるかもしれない。すなわち、知識欲などがある場合に、真実を伴う理解 (satattvādhigama⁸⁹) に対する行動があり⁹⁰、[知識欲などが] ない場合は [行動も] ない。したがって、これら (=知識欲など) も能証となろう、と⁹¹。

【答 (前主張者)】しかし、このことは妥当ではない。なぜならば、過大適用となるからである。アートマン・内官・感覚器官・光・対象などがある場合に行動が観察されるので、それら (=アートマンなど) もまた能証になってしまう。しかしこのことは認められない。したがって＜知識欲＞などは無意味である。

⁸⁷ 以下、“kiṃ ca” と “kiṃ cānyat” がしばしば用いられるが、特に意味の差があるとは考えられないので、いずれも「さらに」と訳出する。

⁸⁸ YD の本稿訳出箇所では、「能証 (sādhana)」という語の意味が一定しておらず、そのことがしばしば対論者からの批判的にもなっている。たとえば、(A) “sādhana = liṅga” (WM 90,15, 95,14–96,1, cf. 92,22f.) という定式化では、“sādhana” の語は「証相」を意味する。あるいは逆にこの定式で “liṅga” の語が広義の能証を意味している可能性も想定できるが (cf. WM 92,25, 92,27)、本稿訳出箇所では “liṅga” はむしろ既知概念として扱われており (e.g. WM 90,19)、専ら “sādhana” の方が “liṅga” によって規定されているといえる。また、(A’) “sādhanaśamāsavacanam = hetu” (WM 90,15) という定式において “sādhana” の語は「詳細な能証 (sāadhanaprapaṅca)」すなわち、＜論証の核となる証因とそれを副次的に補助する理由群の全体＞を意味していると考えられる (cf. 本稿 n.98)。一方、定説部において (B) 上記の「詳細な能証」を＜証因以外の支分＞と解釈する箇所もあるが (WM 96,3)、(B’) ＜証因以外の支分＞が 9 支分を指すのか、あるいは (B’’) 他者教示要件 (parapratipādanāṅga) のうち証因支以外の 4 支分を指すのかは不明である。さらに (B) の解釈に関連する説明として、前主張部の中の想定反論ではあるが、(C) “satsu jijñāsādiṣu satattvādhigamaṃ prati pravṛttir bhavaty, asatsu na bhavati. tasmād etāny api sādhanaṃ bhaviṣyantīti. (WM 92,4–6)” という箇所においては、“sādhana” は＜知識欲＞に始まる 10 支分全体を意味していると考えられる (定説部では “vīta” が 10 支分からなる) と論じられている。cf. WM 97,5, 茂木 [1989: 46].

この箇所の「能証」について、上記の可能性の中で定式化もされている (A) 証相 (liṅga) ないし (A’) 証因 [群] の意味で解釈するのが妥当であろう。少なくとも (B’)(C) は目下の文脈に合わない。というのも、その解釈の場合＜目的＞と＜可能性の担保＞の両者が能証に含まれるため、反論が意味をなさないからである。また、この反論に対して定説者は「論証の目的や可能性を問われた場合に言及の必要がある」と回答するが (WM 94,13–15)、「証相ないし証因 [群] だけを見て論証の目的や可能性を理解する人もいれば理解しない人もいる」という状況を想定すれば、この箇所では「能証 = 証相ないし証因 [群]」という理解は可能だろう。

⁸⁹ satattvādhigamaṃ WM 92,4–5, Cha 48,29 : tattvādhigamaṃ Pa 42,4, Ku 186,20, A.; cf. WM 90,3, 90,5, 94,17.

⁹⁰ prati pravṛttir Pa 42,4, Cha 48,29, Ku 186,20 : pratipravṛttir WM 92,5

⁹¹ ここは想定反論中に現れる前主張者の言であり、対応する回答部分 (WM 94,16–19) では、知識欲も能証に含みうる」と述べている。しかし、知識欲までも能証 (sādhana) に含めるこの見解が、YD の定説見解かどうかは検討の余地があるだろう。

(92,9) <主張命題>などは、誤って規定されている。どのようにか。<所証の決定⁹²>は [主張命題とは] 別の支分にも妥当するからである。

もしも「所証の決定が主張命題である」と述べられるのであれば、そのことにより、証因あるいは喩例が [それらの] 所証を決定することもまた主張命題となってしまう⁹³。というのも、[“sādhya” という語の適用] 原因に違いがないからである (nimittāviśeṣāt)。なぜならば、この「所証 (sādhya)」という語は一般的 [意味] 表示機能を持つので (sāmānyavṛtti), 努力なしに特定の意味に対して確立させられることは不可能だからである。

(92,14) さらに、また、証因の定義も妥当ではない。というのも、能証 [自体] の説示がないからである。なぜならば、「能証の要約的言明が証因である⁹⁴」というこの定義を述べるのであれば、その人により、[証因に] 先立って能証 [自体] が表示されなければならず、その上で「それ (=能証) の要約的言明が証因である」と述べられるべきだからである。しかし、[実際は] そのようには述べられていない。したがって、これは [証因の妥当な] 定義ではない⁹⁵。

(92,18) さらに、また、「要約 (samāsa)」という言明は [必要] ない⁹⁶。詳論 (vistara) の否定が帰結するからである。なぜならば、もしも「要約」という語の使用 (samāsagrahaṇam) がなされるならば、何が帰結するのかという、「内的で、結果ないし器官を本質とする諸々の派生物について、同一種の相続 (ekajāṭisamanvaya) が観察される⁹⁷」などというこのような詳細な能証 (sādhana-prapañca) が証因ならざるもの (ahetu⁹⁸) であると述べられたことになる。したがって、

⁹² cf. WM 90,13–14: sādhyāvadhāraṇam pratijñā. sādhyasya yad avadhāraṇam asti puruṣa iti sā pratijñā.; ŚT (Frauwallner[1958: 125,11]): tatra sādhyāvadhāraṇam pratijñā, (IV. Appendix (a)-[5])

⁹³ 「証因や喩例までもが主張命題になってしまう」という vārttika の読みと整合させるならば、この反論の趣旨は『所証』という語が明確に定義されていない限り、証因や喩例という支分もそれぞれ明らかにすべき何らかの対象 (=広義の所証) を持つと見なせるので、証因や喩例も主張命題の定義を満たしてしまう」という点にあると考えられる。一方 “sādhya”, “hetu”, “dṛṣṭānta” の3項を並立的に読んだり、証因や喩例自体を所証として理解すると (= “hetu” と “dṛṣṭānta” が並列でそれぞれ “sādhya” という語と同一の基体を指示)、証因や喩例の内容を決定する別の主張命題が立てられるという話になり、定説部の回答のうち派生的な議論の箇所 (WM 95,6–8) と対応はするが、反論部の vārttika やそれを定説部で換言する箇所 (WM 95,1–2) の内容と合わない。したがってこの反論の主意は、証因や喩例の内容を所証とするような別の主張命題が存在しうる点ではなく、証因や喩例自体が主張命題の定義に適ってしまう点にあると考えられる。

⁹⁴ cf. WM 90,15: sādhanasamāsavacanam hetuḥ. = ŚT (Frauwallner[1958: 125,11f.]), (IV. Appendix(a)-[6])

⁹⁵ この箇所では証因の定義に関する2つの批判が提示されている。ここまでは1つ目の批判で、「能証の要約的言明」と定義する場合、それに先立って「能証自体」が説示されねばならないというものである。以下の2つ目の批判は、「要約的言明」と定義すると、「要約でない詳細な言明」が否定されてしまうというものである。cf. PS & PSV III k. 44a, & PST thereon (153a3–b2).

⁹⁶ samās<ā>vacanam WM 92,18 : samāsavacanam Pa 42,13, Cha 49,10, Ku 186,32, all the Mss.

本論文が扱う箇所だけに限っても、何らかの支分 X の言及の必要がないことを “X-avacana” と表現する箇所が複数確認されるので (WM 94,7f., 94,12), この訂正は妥当であると思われる。

⁹⁷ cf. Harimoto–Kano[2008: 20r,6: “[being] the same kind in derivatives”, 本稿 p.223, n.33.

⁹⁸ ここで「詳細な能証は証因ならざるもの (ahetu) となってしまう」との帰結が示される。この中の “hetu” という語が、(a) 論証式全体に言及しているのか、あるいは (b) 論証式の一成分としての証因支のみに言及しているのかの曖昧である。つまり、(a) 「論証式全体 (sādhana-prapañca) が論証ならざるもの (ahetu) になること」を含意しているのか (b) 「特定の証因 (sādhana-prapañca) が証因ならざるもの (ahetu) になること」を含意しているのか、という問題である。

「要約」という語の使用は認められない。

【問】証相の表示があるので過失はない、というならば、以下のような見解があるかもしれない。すなわち、証相 (liṅga) が我々にとっての能証 (sādhana) であり、そのことの説示がここ (= YD⁹⁹) で既になされている。したがって、[あなた]自身の考えの鈍さによって、このことが認められないと誤って理解されているだけであり、我々の不注意に基づいているのではない¹⁰⁰。

【答 (前主張者)】このことも妥当ではない。なぜか。それ (= 証相) は [直接的なもの (vīta) ・ 間接的なもの (āvīta) の] 2 種に分けられ、[そのうち直接的なものはさらに] 5 種のものとして、能証となっているからである。なぜならば、その証相 (liṅga) は直接的なもの (vīta)、間接的なもの (āvīta) として認められているので、2 種に分けられる。その両者の中でも直接的なもの (vīta) は

(a) の解釈を支持する論拠として、YD 定説部において証因以外の支分を詳論 (prapañca) と明言していることから (WM 96,5), 「詳論とは他の支分を含む論証式全体で、その要約が証因支」という理解が可能になるという点が考えられる。しかし、以下の考察により (b) の意味で解釈する。

まず、論証の中核となる簡潔な言明に対して、それを補足的に説明する冗長な理由群を「詳細な能証」と解釈することが可能である。例えば PST に確認される並行する議論では「詳細な能証」の一例として「根本物質は存在する。派生物に相続が観察されるから、音声・触感・色・味・香という 5 つは、快樂・苦痛・迷妄という 3 種の特定の構造を持っている限り、内的で、結果ないし原因を本質とする諸々の派生物について、同一種の相続が観察される。なぜかといえば、5 つのものがそれぞれ同一の結果を持つからである (153a4-5: asti pradhānam, bhedānām anvayadarśanāt, ādhyātmikānām bhedānām kāryakāraṇabhūtānām ekajātisamanvayo dṛṣṭo yāvāc chabdasparśarūpasagandhāḥ pañca trayānām sukhaduḥkhamohānām sanniveśaviśeṣāḥ, kasmāt, pañcānām pañcānām ekakāryabhāvād ityādi vistaravacanam hetur na syāt.)」という文が挙げられている。この例では「根本物質は存在する (asti pradhānam)」といういわゆる主張命題も含まれているが、一方で、喩例や適用や結論といった残りの論証支分が明示されているわけではない。むしろ「派生物に相続が観察されるから (bhedānām anvayadarśanāt)」という論証の中核部分と、その中核部分を換言するように付随する補足的な理由群と見なされる。

さて、YD のこの箇所では「詳細な能証」の具体的な中身は「内的で、結果ないし器官を本質とする諸々の派生物について、同一種の相続が観察される」というものであり、これを完全な論証式とは見なせない。逆に「hetu」という語が論証式全体を指す用例があるのかという問題について、本論文の訳出箇所 (WM 88,18–97,17) に限定して検討を加える。この範囲で「hetu」という語は 31 回出現し、そのうち目下の「ahetu-」という用例を除く 30 例の内訳は (A) 一般名詞として「原因一般」を意味する用例が 3 回 (WM 88,12, 89,5, 90,18), (B) 主張命題や喩例などの他の論証支分と並列する用例が 10 回 (WM 89,17, 91,9, 92,11, 93,8, 95,1, 95,5, 95,7, 96,13, 97,2, 97,3), (C) 証因支の定義の際の被定義項としての用例が 10 回 (WM 90,15, 90,19, 92,14, 92,15, 92,16, 95,9, 95,12, 95,13, 96,13, 96,17), (D)「vīto hetuḥ」というように「vīta」という語と同格で使用される ŚT 以来の用例が 3 回 (WM 89,2, 89,7, 89,12), (E) それ以外の用例が 4 回 (WM 88,15, 88,16, 97,10 に 2 回) である。このうち (B) と (C) の 20 例は明らかに証因支を意味する。また (D) の用例については、茂木 [1989: 46]、渡辺 [2008: (278)] が指摘する通り、むしろ「vīta」という語の意味に幅があって、「vīta」という語が証因支を意味して用いられていると見なせる (一方で「vīta」の語が「10 支からなる論証式 [全体]」を指す用例もある cf. WM 97,5)。 (E) の 4 例は解釈が難しいが、<集合物の利他性 (saṃhatapārārthyam, 88,18)> など、証因支ないし証相の意味で解釈することは可能である。

したがって、論証式全体を意味しなければ解釈できない用例は本稿訳出範囲にはない。以上の論考から、この箇所では「詳細な能証」を第一義的には「中核となる証因 (e.g. bhedānām anvayadarśanāt) を補足的に説明する冗長な理由群」と理解し、また「証因ならざるもの (ahetu)」の「証因 (hetu)」が含意するのは、論証式全体ではなく、その一部である証因支として解釈した。

⁹⁹ YD 内において「liṅga = sādhana」という定式は確認できる (cf. WM 90,15, 95,14–96,1)。一方 SK k. 5 では「推理 (anumāna) は証相 (liṅga) 及び証相保持者 (liṅgin) を前提とする」と述べられている (cf. SK kk. 5bc, MV 9,13–14: trividham anumānam ākhyātam, tal liṅgaliṅgipūrvakam)。ただし、YD は SK k. 5c に対する註釈を欠いている。

¹⁰⁰ 反論は (a) 能証が説示されていない点と (b) 詳細な言明の否定に陥る点という 2 つの問題を指摘しているが、この回答は (a) のみに対するものであると考えられる。

5つの区分があるので¹⁰¹, [それら]全体から抽出された1つ[だけ]を証因であると語ることはできない。

(93,1) さらに、また、**喩例の定義 (lakṣaṇa)** も妥当ではない。というのも、[喩例が] ことばなのか事物なのかと選言を与えた場合¹⁰², [いずれの場合も] 望ましくないことに帰結するからである。「それを示すものが喩例である (tannidarśanaṃ dr̥ṣṭānta)¹⁰³」というこの[定義]について、喩例とは、所証と能証[という両者]を示す手段としてのことばであるか¹⁰⁴, あるいはその両者(=所証と能証)が示される場としての事物である¹⁰⁵。

その場合どうなるのかというと、もしも、まずことばとして理解された場合、適用 (upanaya) の定義が排斥されることになる。どうしてかというと¹⁰⁶, [もしも喩例がことばであるとするならば]「表示手段[である喩例を示すことば]と同様のあり方で、所証は存在する¹⁰⁷」という同一

¹⁰¹ Kumar-Bhargava[1990: 190, n.11] は “prabheda” について 5つの支分とは解釈せず, “vīta” の下位区分と考え, しかも具体的な名前がわからないと論じている。また, Franco[1999: 575,8-11] は ŚT の中で言及される「直接的論証 (“vīta reasoning”) の 5つのモード」におそらくは対応するであろう多様性が直接的論証一般にあることを認めようと論じている。ただし, ŚT で言及される 5つの vīta とはブラダーナの存在論証に限定されており, 「大きさの限定」や「3 グナの相続」など SK にも継承される「ブラダーナの存在を直接的に論証する 5つの vīta」を指示すると考えられる。cf. Frauwallner[1958: 125, 129]: evam ebhiḥ pañcabhir vītaiḥ pradhānasya parigrahaṃ kṛtvā punar āvītaiḥ kariṣyāmaḥ., “Nachdem auf diese Weise der Nachweis der Urmaterie durch fünf direkte Begründungen erbracht ist, wollen wir ihn durch indirekte erbringen.”; 本稿 p.226, n.51.

YD でも SK k. 15 に列挙されるブラダーナの存在論証のための 5種の理由を「5種の vīta」と呼んでいる (WM 154,11-12, cf. 茂木 [1989: 46])。したがって, 話題をブラダーナ論証だけに限定すれば, この箇所の「5種の “prabheda”」をブラダーナ論証のための具体的な 5種の理由と見なそう。

もちろん YD の目下の議論は, 推理一般の定義を主題とした大きな文脈の中にあるが, 先の「詳細な能証」に関する議論も含め, 一連の反論はサーンキヤが提示した具体的なブラダーナの存在論証に焦点を当てていると考えられる。一方で, ここにおける 5つの “prabheda” を「vīta の下位分類」ではなく, 「推理を構成する支分のうち他者教示要件 (parapratipādanāṅga) の 5つ」として解釈することも可能ではあるが, そのように理解する場合 ŚT, SK 以来の議論からの逸脱が大きいと考えられる。

¹⁰² śabdārthakalpane A. : śabdārthalakṣaṇe WM 93,1, Pa 42,20, Cha 49,17, Ku 187,9

この反論に対応する定説部では, 全ての写本が “śabdārthakalpane” という読みを持つと報告されており, その読みの方が論点も明確である。ただし, 一般的に YD 中の反論は別の言い回しで換言されていることに鑑みると, 定説部が引用する反論がむしろ一致しすぎるようにも考えられる。という意味では A. 写本が後半の議論を踏まえてこの箇所の読みを変更したということも想定できる。ただし, たとえ “lakṣaṇa” という読みを採用するとしても, 直前の同じ語が「定義」を意味するのに対して, ここでは「特質」など他の意味で解釈する必要がある。

¹⁰³ Cf. WM 90,21-23: udāharaṇaṃ tu tannidarśanaṃ dr̥ṣṭāntaḥ. tasya sādhanasya sādhyena sahabhāvitvanidarśanaṃ ..., sādhanasamāsavacanāṃ hetuḥ, tannidarśanaṃ dr̥ṣṭāntaḥ ... (IV. Appendix (a)-[7])

¹⁰⁴ śabdo vā Pa 42,21, Ku 187,10, A. : śabdo vārtho vā WM 93,2, Cha 49,18

¹⁰⁵ nidarśyete Pa 42,21, Cha 49,18: nidarśyate WM 93,3, Ku. 42,20; cf. PST 153b2-3: dr̥ṣṭānto 'pītyādi. tannidarśanaṃ dr̥ṣṭānta ity atrādhikaraṇaṃ vā sādhanam āśrīyeta — te sādhyasādhane yatra nidarśyete, karaṇaṃ vā — te nidarśyete 'neneti. また WM では “artho vā yatra nidarśyate” という一文について, 編者による削除を示す記号がされているが, 上記の PST の文言に鑑みても敢えて削除する必要はないと考えられる。

¹⁰⁶ na hi WM 93,5, Pa 42,22, Ku 187,12 : om. Cha 49,20, K., P., D.

Kumar-Bhargava[1990: 190, n.12] は “na hi” という読みがない方が望ましいと述べながらも, 自身の翻訳には否定を読み込んでいる。

¹⁰⁷ Mejer[2004: 405] は, この引用が Vasubandhu の *Vādaividhi* における主張命題の定義 “sādhyābhidhānaṃ pratijñā” を念頭に置いたものであると論じている。cf. NV ad NS 1.1.33, 282,9f.: yady api vādaividhau sādhyābhidhānaṃ

化(ekakriyā¹⁰⁸)が妥当でないからである。また、事物として[喩例が]理解される場合、表示対象は文の構成要素ではないので、支分が5つであることと矛盾する。

(93,8) さらに、また、喩例・適用・結論の区別もない。というのも、証因や主張命題の意味内容を表示しているからである。〈所証との不可離関係〉を特質とする他ならぬ能証属性(sādhana-dharma¹⁰⁹)を喩例と適用の両者は理解させるので¹¹⁰、そして、主張命題の意味内容を結論は[理解させるので]、[喩例・適用・結論が]別の支分であることは妥当ではない。

(93,12) 答える。「自らにおける確定に際して、[知識欲などが] 必須要件とならないのだから、他者に理解させるために知識欲などの表示は[必要]ない¹¹¹」と述べられた点について答えよう。

そうではない。既に述べられているからである。「知識欲などは説明のための必須要件である」というこのことは以前に述べられている¹¹²。また、「全ての人に関して恩寵がなされるべきである」というこのようなことを目的として、賢者(vipaścit)たちにより、論書の説明が展開されてきたのであり¹¹³、自らのため、あるいは、自らと同様の知性を持った人[だけ]のためでは

pratijñeti pratijñālakṣaṇam uktam ...; Frauwallner[1933: 303].

¹⁰⁸ 「推論の主題と喩例とを同一化・同一視すること(*ekākriyā)」か「主題と喩例に共通するはたらき(*ekā kriyā)」かという2通りの解釈の可能性があるが、前者を採用した。その根拠として、まず ŚTにおいて適合(upasamhāra)は“sādhya-dṛṣṭāntayor ekakriyā”と定義されており、また PST ではサーンキヤ説として適用(upanaya)が“ekākriyā”と定義されている(cf. IV. Appendix (a)-[8])という点が挙げられる。

ただしこの問題は、推理の支分として、“upasamhāra”“upanaya”のいずれが第一義的な術語として定着していたかという問題とも関連する。YDにおいて[“sādhya-dṛṣṭāntayor ekakriyopasamhāra upanayaḥ”]という定義文が二度現れており(WM 91,3, 96,18)、この定義において、もしも“upasamhāra”を第一義的術語とするならば、文の構造は ŚT の定義と同じになり、“upanaya”という文言は付加的説明となる。逆に“upanaya”を第一義的術語とするならば、文法上の性を考慮する限り“ekakriyopasamhāra”という文言を複合語として解釈するのが自然であろう。

さて、YD 定説部であるこの箇所では「適用(upanaya)の定義が排斥される(WM 93,4f.)」と述べられており、また、推理の他者教示要件(parapratipādanāṅga)としての5支分を再定義する箇所(96,16–19)では被定義項がそれぞれ文末に配置されていると見なす方が整合性が高いので、“upanaya”が第一義的な術語として使用されているといえるだろう。また、WM 89,17fにおいて他者教示要件としての推理の5支分を列挙する際、“upasamhāra”の語に対してA写本は“upanaya”という読みを持っている。著作内の整合性を重視するのであればA写本の読みを採用することも可能である(cf. 本稿 p.227, n.61)。さらに、初出の定義の箇所(WM 91,3)でも“upanaya”を第一義的術語と見なせば、YD 全体の術語使用の整合性はより高まるだろう。ただしこの文献内の整合性のトレードオフとして、定義文の構造が ŚT から逸脱することになる。

話を“ekakriyā”に戻すと、“upanaya”を第一義的術語と解する限り、ŚTの定義文とは構造が異なるため“ekakriyopasamhāra”という文言は複合語と解する方が自然である。この複合語を、もしも第6格限定複合語とすれば「同一のはたらき(ekakriyā)の重ね合わせ(upasamhāra)」となり、例えば Kumar-Bhargava[1990: 185,9f., 196,13f.]の解釈と一致するが、その場合、ŚTと比べると文の構造のみならず“ekakriyā”という語の意味までも変えることになる。しかしながら語の意味までも積極的に読み替えるような説明(e.g. *yā ekā kriyā tasyā upasamhāra)は確認されないで、“ekakriyā”という語に関しては ŚT や PST と同様に「同一化・同一視(*ekākriyā)」と解釈し、暫定的ではあるが当該の複合語は「同一化という適合」というように同格複合語として解釈する。

¹⁰⁹ sādhana-dharmam A : sādhanatvam WM 93,9, Pa 42,25, Cha 49,22, Ku 187,15

¹¹⁰ pratyāyatoḥ A. Dkha : pratyāyate WM 93,10: pratyāyate Cha 49,23: pratyāyaya(yya?[sic])te Pa 42,25, Ku 187,16

¹¹¹ cf. WM 91,15–19.

¹¹² cf. WM 89,16f.: tasya punar avayavā jñānāsāmsāyaprayojanaśakyaprāptisāmsāyavyudāsālakṣaṇāś ca vyākhyāṅgam.

¹¹³ pratyāyate Cha 49,26, K., P. : pratyāyate WM 93,15f., Pa 42,29, Ku 191,1 D. : pratyāyate s.m.

ない。この点について (tatra) 以上のように想定される限り、教示されるべき人にとって、これら (=知識欲などへの言及) は無意味ではない¹¹⁴。

あるいはもしも認められないならば、「疑わしい、あるいは倒錯した、あるいは未熟な知性を持つ人への恩寵を目的とした、善い人々における [知の] 確定が論書の著述 (sāstrakathā) である¹¹⁵」と述べられたことは矛盾となる。

(94,2) さらに、**必然性を認めているわけではないから**。というのも、我々は、これら (=知識欲など) の必然的な言及を主張しているのではない。そうではなくて、対論者が「あなたは何を知りたいのか」と詰問している場合には、[例えば]「音声を知りたい」というように必ず言及されるべきであり、「どのような属性としてか」[と詰問されたならば]「一体、常住か無常か」というように [言及されるべきであり]、「なぜ疑いが [生じるのか]」[と詰問されたならば]「形がないから」というように [言及されるべきである、と主張しているのである]。しかし、もしも [対論者が] 詰問していないならば、その人に対してこれらが語られる必要はない。

「[知識欲などへの言及は] ある場合に無意味であるから全ての場合に [無意味であることが] 帰結する」というのであれば、そうではない。他 [の項目] についてもこのことが帰結してしまうから。そうだとすると、主張命題なども、ある場合には言及しないことになるので、それら [主張命題など] も全ての場合に言及しないことが帰結してしまう。

その結果 (tathā ca), [以下のことが] あなたによって述べられた [ことになる]。「何かは誰かにとって全く周知なものなので、[知識欲・疑いなどの] いずれか 1つの言明であっても [十分な] 能証となるだろう。ちょうど、音声に関して [主張命題・証因・喩例などの他者教示要件のうち] 2つの意味が既知なので、2つとも表示しないのと同様に¹¹⁶」と。

(94,12) また、「[立論者・対論者ともに] 確信しているので <疑い> への言及は [必要] ない¹¹⁷」と述べられたことも正しくない。なぜか。既に述べられているからである。このことは「詰問がある場合に、それ (=疑惑) の言明がある¹¹⁸」と述べられた。

以上 [の回答] により <目的> と <可能性の担保> の両者についても回答が述べられたことになる。というのも、「これは何を目的としているのか」あるいは「この対象は [論証] 可能か」と

¹¹⁴ <naiṣām ānarthakyam> WM 93,17: naivaiṣām ānarthakyam Pa 42,30, Ku 191,2: vaiṣām ākulyam Cha 49,27, K., P., D.

¹¹⁵ 典拠不明であるが、論書の著述に関しては定説側・対論側双方に何らかのコンセンサスがあったことが推測される。cf. NĀA 47.14–16: sandigdhaviparyastāvvyutpannabuddhyanugrahārthaṃ hi śāstreṇa nirūpayanti santo vastu anugrāhyebhyaḥ śiṣyebhyaḥ — prakṛtipuruṣāv eva, kṣaṇabhaṅgaḥ, vijñānamātram eva, dravyaguṇādi vā, iti śāstrasyāpavādatvāc chāstreṇāpoditād viparītaṃ vastūcyamānam apramāṇam, śāstrasya sandehādyapavādatvāt.; NV ad NS 1.1.1, 5,3f.: puruṣaḥ punaś caturdhā bhidyate, pratipanno 'pratipannaḥ sandigdho viparyastaś ceti. tatra pratipannaḥ pratipādayitā. itare sāpekṣāḥ santaḥ pratipādyāḥ.; PDhS 49,7–9: samśayitaviparyastāvvyutpannānām pareṣām svaniścītārthapratipādanam parārthānumānam vijñeyam. (Nakada[1965: 802] も参照のこと)

¹¹⁶ 議論の流れとしては、他者教示要件 (parapratipādanāṅga) である主張命題・証因・喩例などが周知の場合、必ずしも全て言及する必要がないことを論拠として、説明要件 (vyākhyāṅga) である知識欲や疑惑など (その内容は「音声」「常住か無常か」「形が無いから」など) が必ずしも全て言及される必要がないことを結論している。したがって、他者教示要件を例えとしているとするならば、ここで述べられる2つのもの (arthadvaya, ubhaya) とは例えば、音声の無常性もしくは常住性を論証するための主張命題・証因・喩例のうち自明な2つを指すと考えられる。

¹¹⁷ cf. WM 91,19–21.

¹¹⁸ cf. WM 89,20f.

詰問している人に対して、そのことが述べられるべきだからである。

(94,16)「それら(=知識欲など)がある場合に、[行動が]ある¹¹⁹」と述べられたが、それは正しくない。認められないからである。我々は「知識欲などがある場合に真実を伴う理解が存在するから、それら(=知識欲など)が[論証式の]支分である¹²⁰」と述べているのではない。そうではなくて、「ある人にとって、それら(=知識欲など)が理解のための要件となるならば、そのような人にとってこれら(=知識欲など)が能証(sādhana)になる」と[述べているのである]。

(95,1)「所証を表示するものが主張命題として認められるのだから、証因と喩例の両者もそれ(=主張命題)であることが帰結してしまう¹²¹」と述べられたことも妥当ではない。なぜか。知識欲などがあれば、それ(=主張命題)の理解があるからである。たとえこの「所証」という語が、限定されることなく、既に成立したもの(=いわゆる“sādhyā”=sādhya-dharma)とは別の事柄を語るとしても¹²²、主張命題とは、知識欲・疑い・目的・可能性の担保が志向するものに関する疑いを取り除いて、所証を決定するものであり、一方、証因と喩例に関してはそれ(=所証の決定)がないので¹²³、この[反論]は正しくない。

さらに、[証因と喩例に関して]それ(=知識欲など)が存在する場合にも、[主張の定義に]矛盾はないからである。証因や喩例に関して知識欲などが存在するような場合には、「音声は被造物か被造物でないか」や「認識は常住か利那的か」という[疑い]が生じ得るが¹²⁴、それを決定するものは[別の新たな]主張命題となるからである。

(95,9)「能証[自体]が説示されていないのだから、証因の定義は妥当ではない¹²⁵」と述べられたことも正しくない。なぜか。世間で周知だからである。ちょうど、あなたが「所証として望まれたものが主張である¹²⁶」という主張命題の定義を述べていながら、所証の定義を述べていないのはなぜかという、「論証されるべきもの(sādhaniyam)が所証(sādhyam)である」ということは世間において周知だからである。

¹¹⁹ cf. WM 92,4-9.

¹²⁰ この反論の趣旨は「真実を伴う理解への行動(pravṛtti)と共存するもの(=それがあれば行動があるようなもの)は全て能証になってしまう」という点であり、この反論に対して、後続する定説は「理解のための要件(aṅga)となるものが能証である」と回答する。その定説に先立つこの箇所は、「真実を伴う理解と共存するもの(=それがあれば理解するようなもの)が能証であるとは主張していない」と述べているが、後続する定説見解の内容と実質的な差異はない。むしろ、反論と同様に「真実を伴う理解への行動と共存するものが能証であるとは主張していない」という方が議論の連関はスムーズであるが、その解釈を支持するような異読は報告されていない。

¹²¹ cf. WM 92,9-13.

¹²² aviśeṣeṇa siddhād arthāntaram A. : aviśeṣeṇa siddhatvād arthāntaram WM 95,2, Pa 43,13, Cha 50,14, Ku 191,10 : aviśeṣiṇaḥ siddhārthātaram Dkha.; cf. Marginal Notes in K & D: sādhyasābdo 'yam aviśeṣaṇaḥ siddhārthāntaram ity anyādarśe pāṭhaḥ. siddhād anyāḥ sādhyāḥ.

¹²³ tad astīty Pa 43,15f., Ku 191,21, A. Dkha. : tadāstīty WM 95,4, Cha 50,15

¹²⁴ ここでは、【主張】音声は無常である【理由】被造物であるから【喩例】認識と同様に、という推論式を前提とした上で、理由と喩例の内容に関して知識欲や疑いなどが起こり得る点が指摘されており、その場合は、音声の被造性や認識の無常性を所証とした別の推理が新たに立てられるべきことが論じられていると考えられる。

¹²⁵ cf. WM 92,14-17.

¹²⁶ cf. Appendix (b)-[8].

それと同様にして我々は「能証の要約的言明が証因である」という証因の定義を述べていながら、能証 [自体の定義] を述べていないのはなぜかという、「能証とは論証の手段である」ということが世間で周知だからである。あるいは [能証の定義が必要であることを] 認めるとしても、**推理手段 (anumāna) を既に提示しているから**。というのも、我々にとっては証相 (liṅga) が能証 (sādhana) であり、そしてそのことは既に提示されているからである¹²⁷。

また、「直接的なもの (vīta) と間接的なもの (āvīta) の区別があり、かつ、[そのうち直接的なものは]5 種からなるものが、能証 (sādhana) であるから¹²⁸」と述べられたことについて答える、「それは正しくない」と。なぜか。「**要約 (samāsa)**」という語の使用から間接的に [理解されるからである]。だからこそ「要約」という語の使用がなされている。それは例えば、「証因とは、能証の本体の表示だけである (sādhanasvarūpābhīdhānamātram)¹²⁹」と理解されるのと同様である。

一方、「**詳論 (prapañca)** とは他の諸支分である¹³⁰」というこのことにより、<詳論の否定という悪い帰結>は回答されたことになる。どのようにしてか、というのも「要約」という語の意味はこれ (= 詳論の否定) ではない、というようにしてである。

(96,7) また「[喩例は] ことばなのか事物なのかと選言を与える場合に、望ましくないことが帰結するため、喩例の定義は妥当ではない¹³¹」と述べられた。

まず、喩例がことばであるとしよう。しかしながら「適用の定義が排斥される」と述べられたことは妥当ではない。なぜか。[選択肢の一方が] 不可能であるならば、他の関係項に対する [定義の] 適用 (kārya) を理解するからである。ことばに対する [定義の適用が] 不可能である場合、事物に対する [定義の] 適用を我々は理解することになるだろう。

あるいは、逆に喩例が事物であるとしよう。「表示対象は文の構成要素ではないので、[能証が] 五支からなることは矛盾する」と述べられたが、事物に対して [定義の適用が] 不可能なのだから、ことばに対する [定義の] 適用を我々は理解することになるだろう。

(96,13) また「主張命題と証因の意味内容を表示しているので、喩例・適用・結論は別の [独立した] 支分ではない」と述べられたが、このことは過失ではない。なぜか。[我々の] 主張ではないからである。なぜならば、このことは我々によって主張されていないからである。それではどうかという、主張命題とは認識対象の陳述であり、証因とは、正しい認識手段の本体のみの陳述であり、喩例とは、それ (= 正しい認識手段の本体) が認識対象と共存することを例示するものであり、適用 (upanaya) とは、所証と喩例とに共通する属性に基づく、同一化という適合 (ekakriyopasaṃhāra) であり、結論とは、所証の成立を目的とした、[論証式] 全体 (samudāya) のはたらきの提示である。したがって、それ (= 先の反論) は妥当ではない。

(96,19) さらに、**単一のものにおいて所証・能証関係を想定するのと同様に、それら (= 独立した支分としての喩例・適用・結論) を想定しても過失はないからである**。他ならぬ文とその意

¹²⁷ cf. WM 90,15: sādhyate 'neneti sādhanam liṅgam.

¹²⁸ cf. WM 92,24-27.

¹²⁹ cf. WM 90,19: liṅganirdeśamātram hetuḥ.; 95,16f: pramāṇarūpamātravacanam hetuḥ.

¹³⁰ cf. WM 90,19f.

¹³¹ cf. WM 93,1-7.

味(=文意)とが、第一義的なことばと意味(=表示するもの・されるもの)である¹³²。というのも、その両者は[より小さな構成要素に]区分されないからである¹³³。と以上のように認めることで¹³⁴、ただ一つに他ならず、区別されず(abhāga)、順序のない(akrama)意味を認識の上に[一旦]置いてから、<聴覚器官の把握対象性><無常性><被造性><所知性>などを特質とする諸能力を抽出することで、所証・能証・疑いというあり方を持つ[文]を、区分されたものとして話者は語るのである。しかし、単一の対象の属性であるからといって、所証・能証・疑いに関する諸々の表示が同一であることに帰結することはない。以上のことと同様に、ただ一つの能証(sādhana=daśāvayava)に関して、<所証属性>や<それ(=所証属性)との共存関係>を特質とする諸々の能力の表示は、我々にとっては証因・喩例などとして別の支分となる。その場合、「喩例・適用・結論は、主張命題や証因の意味を表示しているので、他の[独立した]支分ではない¹³⁵」と述べられたことも妥当ではない。

(97,5)したがって、直接的論証(vīta)は十支からなることが適切に論じられた。

(97,5)先師は、[間接的論証(āvīta)に]先立ったそれ(=vīta)の使用・定式化(prayoga)が妥当であると考えた¹³⁶。どうしてか。[そうすることで]間接的論証(āvīta)の定義が撞着しないからである。というのも、間接的論証(āvīta)の定義とは「残余法に基づいて所証[の理解]を支持すること(sādhyanugraha)」である。ここにおいて、[同一種の]相続などによって、根本物質(pradhāna)であるところの推論主題(dharmin)がそれ自体として理解されていないにもかかわらず¹³⁷、単に他の主張を否定するだけで、結論(upasamhāra)が導かれるのであれば、残余法の定義は有効でなくなってしまう¹³⁸。

なぜか。この場合(=推論主題自体が理解されていない場合)、最初に否定だけが述べられている[からである]。このこと(=最初に否定だけを述べる)によって、ちょうど[展開物が原子などから生起するという主張命題に対する]証因が矛盾している¹³⁹、展開物が原子などから

¹³² vākyam eva tadarthaś ca mukhyau śabdārthau em. (cf. Pind[2009: 308 n.[292]], 原田[1991: 87,9f, 78, n.(8)], 神子上[1996: (166)]: vākyam e<k>aṃ ca tadarthaś ca mukhyau śabdārthau WM 95,21 : vākyam eca ca tadarthaś ca mukhyau śabdārthau A. : vākyam evaṃ ca tadarthaś ca mukhyau śabdārthau Pa 43,34f., Cha 51,7f., Ku 192,18f., K., P., D.; cf. PSV ad k. 46 (V) Hattori[1982: 144.31f]: ṅag ṅid daṅ de'i don dag la dṅos su ni sgra'i don du tha dad med pa'i phyir la/, (K) Hattori *op. cit.* 144,31f: ṅag ṅid daṅ don dag ni sgra don gtso bo yin te/ de dag tha mi dad pa'i phyir ...; Hattori *op. cit.* 215,4–5: ṅag de ṅid daṅ de'i don ni sgra'i don dṅos dag go zes 'dir 'chad par 'gyur ro//; cf. Appendix (b)-[10].

¹³³ abhinnatvāt Dkha : abhinnārthatvāt WM 96,22, Pa 43,35, Cha51,8, Ku 192,19

¹³⁴ ity upagamād WM 96,22 : ity abhyupagamād Pa 43,35, Cha 51,8, Ku 192,19, K., P., D., Dkha.

¹³⁵ cf. WM 93,8–11.

¹³⁶ cf. ŚT Frauwallner[1958: 125,13–14]: ... iti purastād vītasya prayogaṃ nyāyāṃ manyante, paścād āvītasya. このŚTにおける“purastāt”と“paścāt”の対比から、YDの“purastāt prayogaṃ”は複合語として解釈する必要はないと考えられる。

¹³⁷ svarūpeṇādhighate Cha 51,16, K., P., D. : svarūpeṇādhighate WM 97,7, Pa 44,7, Ku 197,7

¹³⁸ cf. PST 159a2: parapakṣapratīṣedhenetyādināvītalakṣaṇasya saṃkṣepēnārtham ācaṣṭe. kilaśabdo 'rucisaṃsūcanārthaḥ.; 159a4–5: na hi parapakṣapratīṣedhamātrāt svapakṣasiddhir dṛṣṭeti.; 159b1: na hy evam anityaḥ śabdaḥ sidhyatīti sādhanadoṣodbhāvanayā parapakṣapratīṣedhamātreṇa. tatrāpy anekāntād ity anīścayād ity arthaḥ.

¹³⁹ ここで述べられる証因の矛盾とは、「諸展開物は原子より生まれる」という主張に対して「矛盾因となるような理由が存在する」という意味だと思われる。YD 154,30ff. では原子が展開物の原因であることが否定されるが、原子

生起することがないのと同様に、「同一種の相続など」という証因がないため¹⁴⁰、[展開物が]根本物質からも生起していないと想定することが可能となる。したがって、それ(=ブラダーナ)の排除さえもが間接的論証(āvīta)によって理解されることになる¹⁴¹。

そうであるとする、残余法[それ自体]は一体何であるというのか。もしも、推論主題がそれ自体として確定されているならば、結論(upasaṃhāra)は適宜(yathāvat)想定される。[すなわち]もしも[展開物が]原子などから生起していないのであれば、残余法に基づき、展開物は根本物質のみから生起していることになる。

「残余法に基づいて」とは¹⁴²、「先述の通りの相続などに基づいて」と述べられたことになる。

以上のことから、最初に直接的論証(vīta)の定式化があるので、<共通性を見ることに基づいて認識する推論>に基づくことで知覚能力の及ばない対象が認識される、ということが成立した¹⁴³。

IV. Appendix

(a) PSV/PST 第3章, YD 87,18–97,17に見られる ŚT の断片一覧

<凡例>

- ŚT の断片であるどうかの判断は、Frauwallner[1958]に従った。
- 断片の中の [...] は、断片の前後の語句、あるいは Frauwallner[1958] の挙げるテキスト(主に NĀA) に対応箇所がない語句を示す際に使用した。
- 出典を示唆する語句には、下線を付した。
- PST および YD の当該テキストが、Frauwallner[1958] の挙げる断片と完全に一致する場合は「=」、部分的に異なる場合は「≐」によって表示した。

[1] Frauwallner[1958: 124,13–15] (=NĀA 107,24f.)

≐ PST B156b2f. (D198a2f.; P225a1f.): śrotravakcaṣurjihvāghrāṇānām manasādhiṣṭhitā vṛttih śabdaspārśārūparasagandhānām yathākramaṃ grahaṇe vartamānā pratyakṣam [iti śāstrāt]. (See also PST [E. Steinkellner et al. (ed.)] 1.136,2–4, Frauwallner[1958: 97f.]

が被造物である限り展開物の質料因にはなり得ないことなどが論じられている。

¹⁴⁰ もしも “ekajāṭisamanvayāt” などのブラダーナに対する直接的論証が前提されていないならば、その場合、理由は存在していないことになり、むしろ「原子から生じない」という事実からの類推で「ブラダーナからも生じない」という結論が帰納されてしまう、というように「論理的原因=理由」の意味で解釈した。

¹⁴¹ āvītād A. : cāvītād Pa 44,10, Cha 51,19, Ku 197,11, K., P., D. : <n>āvītād WM 97,12

¹⁴² “pariśeṣataḥ” という文言は、WM 97,7, 97,14 に2回出現するが、直前の箇所(97,14)を指示すると考えられる。また “pariśeṣataḥ” を説明するこの一文については、元来欄外註であったものが本文中に紛れた可能性も考えられる。

¹⁴³ cf. WM 88,20.

- [2] **Frauwallner[1958: 125,3–5]** (=NĀA 313,9f.)
 ≡ PST B152a5f. (D193a1f.; P219a7–b1): [tatra hy uktaṃ] yad etat sāmānyatodṛṣṭam anumānaṃ śeṣavat, eṣa hetur atīndriyāṇāṃ bhāvānāṃ samadhigame. tasya prayogopacāra-viśeṣād dvaividhyaṃ vīta āvīta iti. (cf. YD 88,21–89,1: tasya prayogamātrabhedād dvaividhyaṃ vīta āvīta iti.)
- [3] **Frauwallner[1958: 125,10f.]** (=NĀA 314,4)
 ≡ PSV(K) P141b3: [de la] ldan pa ni [dam bca' ba la sogs pa'i khyad par gyis] ngag gi rang bzhin lnga'i phyogs so // (V) D54a3; P57b4f.: [de la(las P)] rnam par ldan pa'i ngag gi dngos po'i yul rnam pa lnga ste. [dam bca' ba la sogs pa'i dbye bas so zhes zer ro] // Skt.: *[tatra] vītasya vākyabhāvaḥ pañcapradeśaḥ [pratijñādibhedāt].
- [4] **Frauwallner[1958: 125,5–7]** (=NĀA 313,10–314,1)
 ≡ YD 89,7–9: yadā hetuḥ parapakṣam <an>apekṣya yathārthena svarūpeṇa sādhyasiddhāv apadiśyate, tadā vītākhyo bhavati.
- [5] **Frauwallner[1958: 125,7–9]** (=NĀA 314,1–3)
 ≡ PST B158b7–159a1 (D200b6–201a1; P228a4–6): pariśeṣād āvītasiddhir [ity etad āvīta-lakṣaṇam. asya bhāṣyam.] yadā¹⁴⁴ nedam ato 'nyathā sambhavati, asti cedam, tasmāt pariśeṣād dhatur evāyam ity avadhārya kāryasiddhāv apadiśyate¹⁴⁵, tadā āvītākhyo¹⁴⁶ bhavati[ti]. (cf. YD 89,9f.: yadā tu svasādhyād arthāntarabhūtānāṃ prasaṅgināṃ kṣepam apohaṃ kṛtvā pariśeṣataḥ sādhyasiddhāv apadiśyate tadāvītākhyo bhavati.)
- [6] **Frauwallner[1958: 125,11]** (=NĀA 314,4f.=YD 90,13; 92,10; 95,5)
 = PST B154a2 (D195a3; P221b4): sādhyāvadhāraṇam pratijñe[ti pratijñālakṣaṇam]. (cf. YD 96,16: prameyavacanam pratijñā.)
- [7] **Frauwallner[1958: 125,11f.]** (=NĀA 314,5=YD 90,15; 92,14f.; 95,12)
 = PST B153a6 (D194a4f.; P220b4f.): sādhanasamāsavacanam hetur [iti lakṣaṇāt]. (cf. YD 96,16f.: pramāṇarūpamātravacanam hetuḥ.)
- [8] **Frauwallner[1958: 125,12]** (=NĀA 314,5=YD 93,2)
 = PST B154a3 (D195a3f.; P221b4f.): tannidarśanam dṛṣṭānta [iti dṛṣṭāntalakṣaṇam]. (See also PST B153b3. cf. YD 90,21: udāharaṇam tu tannidarśanam dṛṣṭāntaḥ; 96,17: tasya prameyasahabhāvitvanidarśanam dṛṣṭāntaḥ.)
- [9] **Frauwallner[1958: 125,12f.]** (=NĀA 314,5)
 ≡ PST B154a1 (D195a1; P221b2): sādhyadrṣṭāntayor ekīkriye[ty upanayalakṣaṇam]. (See also PST B154a3. cf. YD 91,3: sādhyadrṣṭāntayor ekakriyopasamhāra upanayaḥ; 96,17f. sādhyadrṣṭāntayor dharmasāmānyād ekakriyopasamhāra upanayaḥ.)

¹⁴⁴ yadā em. (NĀA 314,1, cf. YD 89,9) : yathā Ms. (cf. ji skad du Tib.)

¹⁴⁵ apadiśyate em. (NĀA 314,2, cf. YD 89,10) : api diśyate Ms. (cf. yang ston pa Tib.)

¹⁴⁶ āvītākhyo em. (NĀA 314,3, cf. YD 89,10) : āvītākhyā Ms.

- [10] Frauwallner[1958: 125,13] (=NĀA 314,5f.)
 ≙ YD 91,9: [tadvaśāt] pratijñābhyāso nigamanam. (cf. YD 96,18f.: samudāyasya sādhyasiddhaye vyāpāranirdeśo nigamanam.)
- [11] Frauwallner[1958: 125,13f.] (=NĀA 314,6)
 ≙ YD 97,5f.: [tasya] purastāt prayogaṃ nyāyāyaṃ [ācāryā] manyante.
- [12] Frauwallner[1958: 125,16–21] (cf. NĀA 12,17–20; 314,7–9)
 ≙ PST B153a4–5 (D194a2–4; P220b2–4): asti pradhānam, bhedānām anvyadarśanāt, ādhyātmikānām bhedānām kāryakāraṇabhūtānām ekajātisamanvayo dṛṣṭo [yāvac] chabdasparśarūparasagandhāḥ pañca trayāṇām sukhaduḥkhamohānām sanniveśaviśeṣāḥ¹⁴⁷, kasmāt, pañcānām pañcānām ekakāryabhāvād [ityādi vistaravacanam]. (See also PST B155b2f.: śabdaspārśarūparasagandhāḥ pañca trayāṇām sukhaduḥkhamohānām sanniveśaviśeṣāḥ, kasmāt, pañcānām pañcānām ekakāryabhāvād¹⁴⁸ [iti śāstrād dhetoḥ samāhitam evāsiddhatvam], PST [E. Steinkellner et al. (ed.)] 1.143,3f., NBhūṣ 564,22f. cf. YD 92,19–21.)
- [13] Frauwallner[1958: 125,19–24] (=NĀA 12,17–20)
 ≙ PST B123a7–b2 (D160a3–6; P183b3–7): [sām̐khyenaikakāryatvaṃ hetur uktaḥ:] śabdaspārśarūparasagandhāḥ pañca trayāṇām sukhaduḥkhamohānām sanniveśaviśeṣāḥ, kasmāt, pañcānām pañcānām ekakāryabhāvāt. sukhānām śabdaspārśarūparasagandhānām prasādālāghavaprasavābhiṣvaṅgoddharṣaprītayaḥ kāryam, duḥkhānām śoṣatāpabhedastambhodvegapradveṣāḥ, mūḍhānām varaṇasādanāpadhvaṃsabhaibhatsyadainyagauravāṇi. [teṣāṃ pañcānām pañcānām ekakāryabhāvāyaṃ dṛṣṭvā gr̥hṇīmaḥ śabdaspārśarūparasagandhāḥ pañca trayāṇām sukhaduḥkhamohānām sanniveśaviśeṣā itī.] (cf. TSP 27,4–9, NBhūṣ 564,22–565,13)
- [14] Frauwallner[1958: 125,26f.] (=NĀA 321,5f.)
 = PST B161b7 (D204b3f.; P231b8–232a1): [yad uktam] evam ebhiḥ pañcabhir vītaiḥ pradhānasya parigrahaṃ kṛtvā punar āvītaiḥ kariṣyāma [iti].
- [15] Frauwallner[1958: 125,27–29] (cf. NĀA 314,3; 321,6)
 = PSV(K) P143b4f.: [lhag ma lus pas bsal te 'ongs pas grub pa yin te /] gzhan gyi phyogs bkag nas yang rang gi phyogs yongs su 'dzin par byed pa ni bsal te 'ongs pa'o // dgag pa yang thabs gnyis kyis yin te dpe dang 'gal ba dang / khas blangs pa nyams pa'o // (V) D56a1f.; P59b5f.: [kun gyi rjes thog ma las bsal te 'ongs pa 'grub bo zhes pa la(pa la om. P)] gzhan gyi 'dod pa so sor bkag nas rang gi phyogs yongs su gzung ba'i bya ba ni bsal te 'ongs pa'o zhes grag go // so sor 'gegs pa'i thabs ni gnyis te / dpe dang 'gal ba dang / khas blangs pa dang 'gal ba zhes so // Skt.: *[pariśeṣād āvītasiddhiḥ.] parapakṣapratīṣedhena [kila] svapakṣaparigrahakriyāvītaḥ. pratīṣedhasya dvāv upāyau, dṛṣṭāntaviruddham abhyupetaḥ ca.
- [16] Frauwallner[1958: 126,1–7] (=NĀA 321,12–16)
 ≙ PST B160b6–161a1 (D202b7–203a2; P230b1–4): [uktam eva hi śāstre] yonyabhāvād

¹⁴⁷ sanniveśaviśeṣāḥ PST (cf. NĀA 314,9) : sanniveśamātram Frauwallner[1958: 125,20] (NĀA 12,18)

¹⁴⁸ ekakāryabhāvād em. : ekakāryabhāvād Ms. ('bras bu gcig pa med pa'i phyir Tib.)

ekatvaprasaṅga [iti]. viśeṣasya sāmānyapūrvakatvāt. loke hi viśeṣāḥ sāmānyapūrvakā ekajātīyā dr̥ṣṭāḥ.¹⁴⁹ tadyathā kṣīrapūrvakā dadhimastutakranavanitādayo bhāvāḥ. na tv asati bhāvāḥ kaścīd asti, yatpūrvakā vyaktaviśeṣāḥ syuḥ. tasmāt sāmānyamātram idaṃ vyaktaṃ nirviśeṣam ity etat prasajyata [iti].

[17] Frauwallner[1958: 126,8f.] (=NĀA 321,16f.)

≡ PST B161b1f. (D203b4f.; P231a8–b1): na ced asata utpadyate¹⁵⁰, pariśeṣāt pradhānād evedaṃ vyaktam utpadyata [iti]. (see also PST B162a6 [D204b4; P232b2])

(b) その他の断片・関連箇所

- [1] PST B152a6 (D193a3; P219b1): prayogopacāraviśeṣāt prayogakalpanābhedād ity arthaḥ. (=ṢTVa?)
- [2] PST B152a7–b1 (D193a3f.; P219b1–3): [anyas tv āha:] prayogaḥ parapratyāyanakālaḥ. prayujyate 'sminn iti kṛtvā. upacāro 'bhīdhānam¹⁵¹. tadviśeṣād dvaividhyam, na punar arthabhedo 'sti. kadācid dhi svapakṣasiddhaye¹⁵² hetur upādīyate, kadācit parapakṣapratīṣedhāya. (=ṢTVb?)
- [3] PST B152b1 (D193a4f.; P219b3): viśeṣeṇa pratipādyam artham ito vītaḥ. pratīṣidhya parapakṣam tam evārtham āgata ity āvītaḥ. (=ṢTVa?)
- [4] PST B153b2f. (D194b2f.; P221a2f.): tannidarśanam dr̥ṣṭānta ity atrādhikaraṇam vā, sādhanam āśrīyate¹⁵³, te sādhyasādhane yatra nidarśyete, karaṇam vā, te nidarśyete 'neneti. (cf. YD 93,2f.: tannidarśanam dr̥ṣṭānta ity atra śabdo vārtho vā yena sādhyasādhane nidarśyete sa dr̥ṣṭāntaḥ syāt. artho vā yatra nidarśyete¹⁵⁴. See also PSV(K) P141b8–142a1; (V) D54a1f.; P58a2)
- [5] PST B159a2f. (D201a2.; P228a7f.): [udāharāṇe dr̥ṣṭāntaḥ prasiddhaḥ. tadavacchedāyāḥ:] loko dr̥ṣṭānta [iti]. yat kila lokaprasiddhena virudhyate vacaḥ, tad dr̥ṣṭāntaviruddham. tasya tadvirodhodbhāvanenaiva nirākaraṇam. (=ṢTVa?)
- [6] PST B159a3f. (D201a3; P228a8–b1): loke dr̥ṣṭānta ity anumānam ity anye¹⁵⁵. locyate dr̥ṣṭyate nānārtha iti lokāḥ. anto vastuno yathātmyam, dr̥ṣṭo 'nto 'sminn anena veti dr̥ṣṭāntaḥ. (=ṢTVb?)

¹⁴⁹ See also PST B153b5 (D194b5; P221a5f).

¹⁵⁰ cf. 'di med pa las skye ba min gyi Tib., nedam vyaktam asata utpadyate NĀA 321,16

¹⁵¹ upacāro 'bhīdhānam em. (cf. nye bar spyod pa ni brjod pa'o Tib.) : upacārabhīdhānam Ms.

¹⁵² svapakṣasiddhaye em. (cf. rang gi phyogs 'grub pa'i ched du) : śvapakṣasiddhaye Ms.

¹⁵³ āśrīyate em. : āśrīyeta Ms.

¹⁵⁴ nidarśyete em. (cf. PST B153b3) : nidarśyate WM 93,3

¹⁵⁵ anye em. (cf. gzhan rnam Tib.) : anyo / Ms.

- [7] PSV(K) P142a2: gal te brjod par bya ba'i yan lag nyid yin na ngag gi yang lag nyams pa yin no // (V) D58b2; P58a3f.: brjod par bya ba'i cha shas nyid la ni ngag gi cha shas nyid nyams pa yin no //
Skt.: *abhidheyasyāvayavatve vākyāvayavatvahāniḥ. (cf. YD 93,6f.)
- [8] NMu Taisho 1628, 1a8f. (桂 [1977: 109]): [是中唯随自] 意樂 為所成立說名宗.
Skt.: sādhyatvenepsitaḥ pakṣaḥ. (= YD 95,10, NV 281,6, see also PVA 510,23f.: [nyāyamukhaprakaraṇe tatra tu svayaṃ] sādhyatvenepsitaḥ pakṣaḥ ...)
- [9] PSV(K) P142a4: ngag ci lta ba de ltar bsgrub par bya ba yin no zhes bya ba gcig pa mi rigs so // (V) D54b4; P58a6: ngag ji lta ba bzhin du bsgrub par bya'o zhes gcig tu byas(bya P) pa'i sbyor ba ni med do //
Skt.: *na hi yathā vākyam tathā sādhyam ity ekīkriyā yujyate. (= YD 93,5)
- [10] PSV(K) P168b1 (Hattori[1982: 145,31f.]): ngag nyid dang don dag ni sgra don gtso bo yin te / de dag tha mi dad pa'i phyir ... PSV(V) D77a4; P82b4 (Hattori[1982: 144,31f.]): ngag nyid dang de'i don dag la dngos su ni sgra'i don du tha dad med pa'i phyir ...
Skt. (Pind[2009: A18,17f.]): vākyam eva tadarthaś ca mukhyau śabdārthau, tayor abhinnatvāt. (= YD 96,21f.)
- [11] PŚṬ B156b4f. (D198a5; P225a4f.): ākāro gauravaṃ raukṣyaṃ varaṇaṃ sthairyam eva ca / sthitir bhedaḥ kṣamā kārṣṇyaṃ kāyā sarvabhogyatā // ity ete pārthivā dharmās tadviśiṣṭās tathāpare / jalāgnipavanākāśavyāpakās tān nibodhata // (= YD 225,24–28. See also TR 33*,23–26)
- [12] PŚṬ B161b5f. (D204a2f.; P231b6f.): yadi vyaktasyāsata utpattir yonyabhāvād bhedaprasaṅgaḥ, na cāsti bhedaḥ, kiṃ tarhi, ekajātisamanvayaḥ. tasmād ekajātisamanvayād ekakāraṇapūrvakam vyaktam. (= ŚT? See also PŚṬ B160a2f. [D202a3; P229b2]; 160a4f. [D202a5; 229b5]; 161b4 [D203b7f.; P231b4f.], PSV(K) 144a3; (V) D56a7; P60a2f.)

V. テキスト略号と参考文献

(a) テキスト略号

- GBh *Gauḍapādabhāṣya* (Gauḍapāda): Dhundhiraj Shastri (ed.), Haridas Sanskrit Series 120, Varanasi, 2009.
- TR *Tarkarahasya* (author unknown): see 矢板 [2005].
- TS(P) *Tattvasaṃgraha* of Ācārya Śāntarakṣita with the Commentary *Pañjikā* of Shri Kamalashīla, S. D. Shastri (ed.), Bauddhabharati Series 1 (2 vols.), Varanasi, 1968.

- DNC *Dvādaśāranayacakra* (Mallavādin): Muni Jambūvijayajī (ed.), *Dvādaśāraṃ Nayacakram* of Ācārya Śrī Mallavādi Kṣamāśramaṇa, with the commentary *Nyāyāgamānusāriṇī* of Śrī Siṃhasūri Gaṇi Vādi Kṣamāśramaṇa, part 1, Bhavnagar 1966.
- NĀA *Nyāyāgamānuāriṇī* (Siṃhasūri): see DNC.
- NBh *Nyāyabhāṣya* (Vātsyāyana): see NS.
- NBhūṣ *Nyāyabhūṣaṇa* of Bhāsarvajña, Svāmī Yogīndrananda (ed.), *Ṣaḍdarśana Prakashana Pratiṣṭhānam*, Varanasi.
- NMu *Nyāyamukha* (Dignāga): see 桂 [1977].
- NV *Nyāyavārttika* (Uddyotakara): see NS.
- NS *Nyāyasūtra* (Gautama): Taranatha Nyaya-Tarkatirtha and Amarendramohan Tarkatirtha (ed.), *Nyāyadarśanam with Vātsyāyana's Bhāṣya, Uddyotakara's Vārttika, Vācaspati Miśra's Tātparyaṭīkā and Viśvanātha's Vṛtti*, Calcutta 1936 (repr. Kyoto 1982).
- PDhS *Padārthadharmasaṃgraha* (Praśastapāda): see Bronkhorst–Ramseier[1994].
- PVA *Pramāṇavārttikaālaṅkāra* (Prajñākaragupta): Rāhula Sāṅkṛtiyāyana (ed.), Kashi Prasad Jayaswal Research Institute, Patna, 1953.
- PS *Pramāṇasamuccaya* (Dignāga): see PSV(K) and PSV(V).
- PST *Pramāṇasamuccayaṭīkā* (Jinendrabuddhi): (Tib.) D4268, ye 1b1–314a7; P5766, re 1a1–355a8.
- PSV(K) *Pramāṇasamuccayavṛtti* (Dignāga): translated by Kanakavarman, (Tib.) P5702, ce 93b7–177a7.
- PSV(V) *Pramāṇasamuccayavṛtti* (Dignāga): translated by Vasudhararakṣita, (Tib.) D4204, ce 14b1–85b7; P5701, ce 13a6–93b4.
- MV *Mātharavṛtti* (Mātharācārya): Vishnu Prasad Sarma (ed.), Varanasi, 1970.
- YD *Yuktidīpikā* (author unknown): see Wezler–Motegi[1998].
- ṢT *Ṣaṣṭitantra* (Vārṣaganya): see Frauwallner[1958].

- ṢTVa *Ṣaṣṭitantravṛtti*: the first commentary on ṢT that is supposedly referred to and used by Dignāga and Jinendrabuddhi (see Frauwallner[1958: 105; 108f.])
- ṢTVb *Ṣaṣṭitantravṛtti*: the second commentary on ṢT that is supposedly written by Vindhya-vāsin (see Frauwallner[1958: 108f.; 113–115].)
- SK *Sāṃkhyakārikā* (Īśvarakṛṣṇa): see YD.

(b) 参考文献

BRONKHORST, Johannes

- [2003] “Review of *Yuktidīpikā*,” *Zeitschrift der Deutschen Morgenländischen Gesellschaft* 153-1, pp.242–247.

BRONKHORST, Johannes and RAMSEIER, Yves

- [1994] *Word Index to the Praśastapādabhāṣya: a complete word index to the printed editions of the Praśastapādabhāṣya*, Motilal Banarsidass Publishers, Delhi.

CHAKRAVARTI, Pulinbihari

- [1938] *Yuktidīpikā, Critically edited for the first time from Original Manuscripts*, Metropolitan Printing and Publishing House, Calcutta.
- [1951] *Origin and Development of the Sāṃkhya System of Thought*, Metropolitan Printing and Publishing House, Calcutta.

FRANCO, Eli

- [1990] “Vārttika,” *Wiener Zeitschrift für die Kunde Südasiens und Archiv für Indische Philosophie* 34, pp.123–146.
- [1999] “*avīta* and *āvīta*,” *Asiatische Studien Études Asiatiques* LIII 3, pp.563–577.

FRAUWALLNER, Erich

- [1933] “Zu den Fragmenten buddhistischer Logiker im Nyāyavārttikam,” *WZKM* 40, pp.281–304. [= *Kleine Schriften* 460–483].
- [1953] *Geschichte der indischen Philosophie, I. Band, Die Philosophie des Veda und des Epos der Buddha und der Jina das Samkhya und das Klassische Yoga-System*, Otto Müller Verlag Salzburg, Salzburg.
- [1957] “Vasubandhu’s Vādaividhiḥ,” *Wiener Zeitschrift für die Kunde Süd- und Östasiens* 1, pp.95–103. [= *Kleine Schriften* 716–758].
- [1958] “Die Erkenntnislehre des klassischen Sāṃkhya-Systems,” *Wiener Zeitschrift für die Kunde Süd- und Östasiens* 2, pp.84–139. [= *Kleine Schriften* 223–278].
- [1959] “Dignāga, sein Werk und seine Entwicklung,” *Wiener Zeitschrift für die Kunde Süd- und Östasiens* 3, pp.83–164. [= *Kleine Schriften* 759–841].
- [1961] “Landmarks in the History of Indian Logic,” *Wiener Zeitschrift für die Kunde Süd- und Östasiens* 5, pp.125–148. [= *Kleine Schriften* 847–870].
- [1968] *Materialen zur ältesten Erkenntnislehre der Karmamīmāṃsā*, Hermn Bōlaus Nachf, Wien.

- GOODALL, Dominic, KATAOKA, Kei, ACHARYA, Diwakar, and YOKOCHI, Yuko
 [2008] “A First Edition and Translation of Bhaṭṭa Rāmakaṇṭha’s *Tattvatrayanirṇayavṛtti*, A Treatise on Śiva, Souls and Māyā, with Detailed Treatment of Mala,” *South Asian Classical Studies* 3, pp.311–384.
- HADANO, Hakuyū (羽田野 伯猷)
 [1944] 「数論派の論理説、ヴィータ、アヴィータについて」, 『文化』 11–3,4, pp.177–219, 300–326.
- HALBFASS, Wilhelm
 [1991] *Tradition and Reflection: Explorations in Indian Thought*, State University of New York Press, New York.
- HARADA, Wasō (原田 和宗)
 [1991] 「ディグナーガの「文章の意味」理論——『知識論集成・自註』第Ⅴ章第46–49 偈並びに『複註』の和訳と梵語還元を試み——」, 『佛教學研究』 47, pp.70–92.
- HARIMOTO, Kengo and KANŌ, Kazuo (張本 研吾・加納 和雄)
 [2008] “Fragments of a commentary on the *Tattvasaṃgraha*, part1,” *Newsletter of the NGMCP* 6, pp.14–24.
- HARZER, Edeltraud
 [2006] *The Yuktidīpikā: A Reconstruction of Sāṅkhya Methods of Knowing*, Shaker Verlag, Aachen.
- HATTORI, Masaaki (服部 正明)
 [1968] *Dignāga, On Perception, being the Pratyakṣapariccheda of Dignāga’s Pramāṇasamuccaya from the Sanskrit fragments and the Tibetan versions*, Harvard University Press, Cambridge, Massachusetts.
 [1969] 「古典サーンキヤ体系概説 サーンキヤ・カーリカー」, 中公バックス 世界の名著 1 『バラモン教典 原始仏典』, 中央公論新社, 東京, pp.189–208.
 [1982] “The *Pramāṇasamuccayavṛtti* of Dignāga: with Jinendrabuddhi’s Commentary Chapter Five: *Anyāpoḥa-Parīkṣā*,” 『京都大學文學部紀要』 21, pp.101–224.
- KATAOKA, Kei (片岡 啓)
 [2011] 『ミーマーンサー研究序説』, 九州大学出版会, 福岡.
- KATSURA, Shōryū (桂 紹隆)
 [1977] 「因明正理門論研究 [一]」, 『広島大学文学部紀要』 37, pp.106–126.
- KITAGAWA, Hidenori (北川 秀則)
 [1965] 『インド古典論理学の研究——陳那 (Dignāga) の体系——』, 鈴木学術財団, 東京.
- KONDŌ, Hayato (近藤 隼人)
 [2010] 「*Pramāṇasamuccayaṭīkā* 第1章に見る *Ṣaṣṭitantra* 注釈書の知覚論——*Yuktidīpikā* との関連を中心に——」, 『インド哲学仏教学研究』 17, pp.25–40.
- KRASSER, Helmut
 [2011] “*Bhāviveka, Dharmakīrti and Kumārila*,” 平成19年度～平成22年度科学研究費補助金(基盤研究(B))研究成果報告書『中国印度宗教史とくに仏教史における書物の流通伝播と人物移動の地域特性』(研究代表者 船山 徹, 課題番号 19320010), 京都大学人文科学研究所, pp.193–242.

KUMAR, Shiv and BHARGAVA, D. N.

- [1990] *Yuktidīpikā, vol.1*, Eastern Book Linkers, Delhi.

MEJOR, Marek

- [2004] “Some Observations on the Date of the *Yukti-dīpikā* (Apropos of the New Edition),” *Essays in Indian Philosophy, Religion and Literature*, Motilal Banarsidass Publishers, Delhi, pp.399–433.

MIKOGAMI, Eshō (神子上 恵生)

- [1996] 「*Yuktidīpikā* におけるアポーハ説批判 ——āptavacana と pratibhā をめぐって——」, 今西順吉教授選暦記念論集『インド思想と仏教文化』, 春秋社, 東京, pp.(159)–(172).

MOTEGI, Shūjun (茂木 秀淳)

- [1989] 「古典サーンキヤの推理説」, 『インド思想史研究』 6, pp.41–52.
[2009] “Early Concepts of Logic in Sāṃkhya,” *Logic and Belief in Indian Philosophy, Warsaw Indological Studies* 3, pp.363–382.

NAKADA, Naomichi (中田 直道)

- [1965] “Vyākhyāṅga and Parapratipādanāṅga in *Yuktidīpikā*,” 『印度学仏教学研究』 13-2, pp.(51)–(57).
[1975] 「推論を構成する各要素の検討——サーンキヤカーリカーの注釈書ユクティディーピカー和訳——」, 『鶴見大学紀要』 12, 第2部 外国語・外国文学編, pp.149–170.

NAKAMURA, Ryōshō (中村 了昭)

- [1982] 『サーンキヤ哲学の研究 インドの二元論』, 大東出版社, 東京.

OBERHAMMER, Gerhard

- [1991] *Terminologie der frühen philosophischen Scholastik in Indien: Ein Begriffswörterbuch zur altindischen Dialectik, Erkenntnislehre und Methodologie*, Band 1: A–1 (unter Mitarbeit von Ernst PRETS und Joachim PRANDSTETTER), Denkschriften/Österreichische Akademie der Wissenschaften, Philosophisch-Historische Klasse Band. 223; Beiträge zur Kultur- und Geistesgeschichte Asiens Nr. 9, Verlag der Österreichischen Akademie der Wissenschaften, Wien.

PANDEYA, R. C.

- [1967] *Yuktidīpikā, An ancient Commentary on the Sāṃkhya-Kārikā of Īśvarakṛṣṇa*, Motilal Banarsidass, Delhi.

PIND, Ole Holten

- [2009] *Dignāga's Philosophy of Language — Dignāga on anyāpoha: Pramāṇasamuccaya V Texts, Translation, and Annotation*, PhD dissertation., Universität Wien, (<http://othes.univie.ac.at/8283/>).

TILLEMANS, Tom J. F.

- [2000] *Dharmakīrti's Pramāṇavārttika: An Annotated Translation of the Fourth Chapter (parārthānumāna) Volume 1 (k. 1–148)*, Verlag der Österreichischen Akademie der Wissenschaften, Wien.

WATANABE, Toshikazu (渡辺 俊和)

- [2008] 「ディグナーガとサーンキヤ学派との論争——プラダーナ存在論証を巡って——」, 『印度学仏教学研究』 57-1, pp.(278)–(282).

WEZLER, Albrecht

- [1974] “Some Observations on the Yuktidīpikā,” *Zeitschrift der Deutschen Morgenländischen Gesellschaft* supplement II, XVIII. Deutscher Orientalistentag vom 1. bis 5. Oktober 1972 in Lübeck, Franz Steiner Verlag GMBH, Wiesbaden, pp.434–455.

WEZLER, Albrecht and MOTEKI, Shūjun

- [1998] *Yuktidīpikā, the most significant commentary on the Sāṃkhya-kārikā* Alt- und neu-indische Studien 44, Franz Steiner Verlag, Stuttgart.

YAITA, Hideomi (矢板 秀臣)

- [2005] 『仏教知識論の原典研究——瑜伽論因明、ダルモツタラティッパナカ、タルカラハスヤ——』, 成田山新勝寺, 成田.

An Annotated Translation of the *Yuktidīpikā* 87,18–97,17 (on SK 6ab)

Summary

This article is an annotated Japanese translation of *Yuktidīpikā* (author unknown, ca. 680–720). As Frauwallner pointed out, *Yuktidīpikā* is a unique work which deals with the doctrines of the classical Sāṃkhya in great detail and is the most important source for comprehending the system of the classical Sāṃkhya. The main subject of the portion which we translate here (YD 87,18–97,17) is the inference theory of the Sāṃkhya. This portion corresponds to the commentary on SK 6ab: “Those [objects] which are beyond the cognizance of senses, on the other hand, are established on the basis of the [inference by which] one cognizes [the object to be proved] through the commonality.” The author of YD, commenting on SK 6ab, asserts the Sāṃkhya’s original theories such as the three kinds of inference: (a) inference through the commonality (*sāmānyatodṛṣṭa*), (b) inference of an effect from its cause (*pūrvavat*) and (c) inference of a cause from its effect (*śeṣavat*) and their distinction. He also asserts the Sāṃkhya’s definitions of the direct and indirect proofs and the necessities and definitions of the 10 components of proof: (1) desire to know (*jijñāsā*), (2) doubt (*saṃśaya*), (3) purpose (*prayojana*), (4) securement of possibility (*śakyaprāpti*), (5) removal of doubt (*saṃśayavyudāsa*), (6) thesis (*pratijñā*), (7) logical reason (*hetu*), (8) example (*dṛṣṭānta*), (9) adaptation (*upasamhāra*) and (10) conclusion (*nigamana*). From the viewpoint of the Sāṃkhya, the author of YD engages in debates on these issues with the opponents. One of the opponents is assumed to be a Buddhist, most likely Dignāga, because in YD one can find passages related with those in the chapter 3 of PSV. In translating the texts of YD, we followed the readings of Wezler–Motegi[1998] in principle, while in several other parts, we proposed alternatives or emendations in footnotes if necessary.

This study aims to not only appropriately understand the Sāṃkhya's system of logic along with its context but also examine and analyze aspects of the polemics between the Sāṃkhya and the Buddhist logicians. When we attempt to trace the origin of the Sāṃkhya's system of logic described in SK or YD, the key text is the *Śaṣṭitantra* written by one of the ancient Sāṃkhya teachers, Vārṣaganya. Frauwallner enumerates the following characteristics of ŚT: (1) Vārṣaganya considered inference to be the superior means of cognition as compared to perception, (2) he developed the system of logic and epistemology without being influenced by the Naiyāyika or Buddhist logicians, (3) he classified *sāmānyatodṛṣṭa* into two kinds, and regarded only *seṣavat* as non-deviant and (4) he incorporated indirect proof into his system of logic and accepted it as valid. These tendencies are inherited by the author of YD. To clarify the philosophical and historical background of YD and serve the convenience of readers, we listed the Sanskrit fragments of ŚT that are found in PSV, PŚT or YD in Appendix (a). In selecting the fragments, we generally followed Frauwallner[1958], thereby adding the locations of parallel passages in NĀA or YD. We also collected other texts that are considered to be associated with YD or ŚT in Appendix (b).

<キーワード>

サーンキヤ学派, *Yuktidīpikā*, 推理論, *vīta*, *āvīta*, 論証の10支, *Śaṣṭitantra*, ヴァールシャガニヤ, デイグナーガ, *Pramāṇasamuccaya*, *Pramāṇasamuccayaṭīkā*